

一般会計予算決算常任委員会記録

平成26年9月9日

【開催日】 平成26年9月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時42分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	中村 博行
委員	岩本 信子	委員	河野 朋子
委員	下瀬 俊夫	委員	杉本 保喜
委員	長谷川 知司	委員	松尾 数則
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	大井 淳一朗	議員	岡山 明
議員	中島 好人	議員	山田 伸幸

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	総務部次長兼総務課長	大田 好夫
総務課主幹	幡生 隆太郎	総務課危機管理室長	大下 賢二
総合政策部長	堀川 順生	企画課長	芳司 修重
財政課長	川地 諭	財政課課長補佐	篠原 正裕
財政課財政係長	山本 玄	市民生活部長	川上 賢誠
市民課長	岡原 一恵	市民課戸籍係長	森山 まゆみ
市民課住民係長	光井 誠司	協働推進課長	石本 善子
協働推進課課長補佐	桶谷 一博	協働推進課市民交流係長	増富 久之
市民生活部次長兼環境課長	佐久間 昌彦	環境課主幹	渡邊 育学
環境課主査	湯浅 隆	環境課主査	木村 清次郎
環境施設整備室長	榎坂 昌歳	環境施設整備室技監	中森 達一
健康福祉部長	河合 久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	伊藤 雅裕
健康増進課長	山根 愛子	健康増進課課長補佐	木本 順二
健康増進課課長補佐	河野 静恵	健康増進課主査	石井 尚子

産業振興部長	小野 信	産業振興部次長兼商工労働課長	姫井 昌
商工労働課商工労働係長	山本 修一	観光課長	安重 賢治
観光課課長補佐	塚本 晃子	企業立地推進室長	井本 雅友
企業立地推進室主任	原田 貴順	農林水産課長	阿武 恒美
農林水産課技監	河田 誠	農林水産課農林係長	森山 喜久
農林水産課水産係長	藤岡 富士雄	建設部長	佐村 良文
建設部次長兼下水道課長	多田 敏明	都市計画課長	高橋 敏明
都市計画課課長補佐	渡邊 俊浩	成長戦略室長	大田 宏
文化会館長	河口 修司	文化会館主査	船林 康則
教育長	江澤 正思	教育部長	今本 史郎
教育総務課長	尾山 邦彦	教育総務課主幹	石田 隆
教育総務課主査	梶間 純子	教育総務課学校施設係長	池田 哲也
学校教育課長	笹村 正三	学校教育課課長補佐	山本 時弘
学校教育課主査	古屋 憲太郎	社会教育課長	和西 禎行
社会教育課主査	臼井 謙治	社会教育課社会教育係長	西村 一郎
中央図書館長	山本 安彦	中央図書館副館長	藤本 正信
厚狭図書館長	山根 裕幸	厚狭図書館副館長	綿貫 優
埴生幼稚園長	大野 恵子	選挙管理委員会事務局長	藤村 安彦
監査委員事務局長	沼口 宏		

【事務局出席者】

局長	古川 博三	局次長	清水 保
庶務係長	島津 克則	庶務係主任	角 紀子
庶務係員	中山 由希子	議事係長	田尾 忠久
議事係員	原川 寛子		

【審査事項】

- 1 議案第53号 平成26年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

午前9時 開会

伊藤実委員長 それでは、一般会計予算決算常任委員会2日目、今から開催をします。その前に昨日の1日目の審査での事業評価シートを事務局に速やかに出していただくことになっておりますので、よろしくお願ひします。それでは、早速審査に入りますが、本日は、第4款の衛生費の最初

に19番の事業から執行部の説明を求めます。

西田こども福祉課長 19番、養育医療給付事業について説明します。56ページ、この事業は平成25年4月1日から県から市へ権限移譲された事業です。内容は、市内に居住地を有する満1歳未満の乳児であって、出生時体重が2,000グラム以下であるか、または生活力が特に弱い未熟児のため、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その保険医療費分を給付する制度です。そして、一部負担金があります。市が行う事業の内容としては、養育医療の申請受け付け、給付決定、保護者に対する自己負担金徴収事務、国保連合会への医療費支払い事務を行っております。

伊藤實委員長 それでは、養育医療給付事業につきまして、委員からの質疑を受け付けます。何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 ないようですので、次、20番へいきます。

山根健康増進課長 では、資料58ページ、2次救急医療体制支援事業について、2次救急医療体制支援事業は、宇部市、美祢市、本市の行政、医師会、救急告示医療機関で広域救急医療対策協議会を設置し、行っている事業です。輪番制による365日、2次救急体制を整備し、それに必要な経費を人口割で745万8,550円を負担しております。

活動指標は、協力医療機関であり、平成25年度は9つの医療機関が輪番制に参加しております。輪番制は365日稼働しておりますので、成果指標の達成率は100%となっておりますが、この数値は稼働日数を基準としているため、負担金に対する稼働日数をクリアしているかどうかの観点から評価しております。

59ページは、2次救急医療対策負担金の算出根拠及び補助金の配分を示しております。59ページの下段の表、救急搬送者のうち約4割が軽傷者であることを見ますと、まだまだ安易な救急車の利用が問題であるとも考えております。

当救急医療圏域は9つの2次救急医療機関で輪番制をしております。これはほかの医療圏域に比べ医療機関が多く、恵まれた医療環境にあります。反面、搬送時間や病院が決定するまでの各病院への照会回数など、スムーズに流れているとは言いがたい現状でもあります。

各医療機関に共通していることは医師不足状態であり、円滑な2次救急医療体制の確保は困難な状況です。ある病院長の話では、救急車はできるだけ断らないようにしているが、ここ数年間断るケースが増加している。理由は、治療が高度、専門化する中、市民からも心臓カテーテルなど高度な対応が要求され、迅速な対応がなければ訴訟にもなるためです。

対応可能な医師の確保の困難と常勤医師の高齢化が進む中、今後医師の確保ができなければ2次救急医療の継続も困難と言われております。このように医療の現場では、救急医療の最後のとりでとなる輪番制病院の体制維持が困難な現状となっております。

このような中、今年度は医療現場の実態把握をし、現在の体制を評価しながら、時代に合う体制の再構築を行うため、9つの2次医療機関にアンケートを実施しました。アンケートは8月中旬に実施し、10月上旬ごろ、宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会で情報共有し、今後の方策を協議します。場合によっては、今後どのような状況でも対応できる輪番制の絞り込みということも必要になってくるのではないかと考えております。

伊藤實委員長　それでは、2次救急医療体制支援事業につきまして質疑を受けます。

下瀬俊夫委員　59ページの表ですが、この患者の実績がわかりますか。

山根健康増進課長　全部の利用者はちょっと把握しておりません。

伊藤實委員長　市民病院はわかりますか。

山根健康増進課長　市民病院は、2次救急輪番制を32日、年間しております。823件の患者を受け取っております。

下瀬俊夫委員　先ほどの報告で、2次救急輪番制の体制そのものが厳しいという言い方をされました。それは医師の確保の問題がやっぱり一番中心です。それで、問題は、市民病院の823人が多いのか、少ないのか、全体の搬送患者の数を比較しないとわからないんですが、いずれにしろ、一般会計から繰り出し基準に基づいて市民病院にお金を出している。これは、いわゆる救急医療の充実が一番大きな眼目で出されているわけです。そうすると、その365日、医師の当直の人件費が出ているという

ことは、救急医療をきちんとやろうと思ったら、2人体制でないとまず無理だというのが通例です。ところが、どうも市民病院でいうと、この輪番制のときには2人体制だけど、後は大体1人体制だと聞いていますが、本当ですか。

山根健康増進課長 下瀬俊夫委員の言われるとおりの2次救の当番日は2人体制ですけれども、それ以外は1人の医師ということで聞いております。

下瀬俊夫委員 そうすると、一般会計では365日救急医療の充実ということを出されているのに、この2次救の32日間しか対応できないというのが本音と言えれば本音でしょうか。

山根健康増進課長 済みません、もう一度質問を。

下瀬俊夫委員 一般会計から期待するのは365日の救急医療の充実だと思っているんですが、そうすると、1人体制ではまず無理じゃないかというのが通例考えられます。そこら辺の矛盾というのはあるんですか。事業局長の答弁では、常勤医を当直医にしているという言い方をしています。そうすると、365日常勤で体制をとるというのは、大変厳しいと思っているんです。そうすると、一定の臨時の医師の派遣が必要じゃないかと。そういうことも含めた一般会計からの繰出金になっているのかどうか。医師の確保ということが基本じゃないかと思っているんですが、それはいかがですか。

山根健康増進課長 市民病院の医師数は常勤で23名、その中で、当直をする医師は15名と聞いております。あくまでも繰出金は救急医療体制の確保のための繰出金ということで、担当課は認識しております。

下瀬俊夫委員 担当課として今の状況をどう判断しているんですか。

山根健康増進課長 当直医は入院患者の急変ということもあろうと思います。その辺は当直医の役割だと思いますけれども、365日救急告示病院として指定されているからには、やはり医師の確保ということで、1人では困難であろうかなということを思います。

下瀬俊夫委員 そうすると、これまで局長が当直医は入院患者のためにいるんだという言い方をしたのは、これはやっぱりこの繰出金をもらっている

以上、おかしいと考えていいですか。

山根健康増進課長 あくまでも繰出金は救急医療体制のための繰出金ということで。

下瀬俊夫委員 実は、先般、実際あった事件ですが、夜中の1時か2時ぐらいに家族が急病になって、市民病院へ電話したと。そしたら、対応した看護師がタクシーで来てくれと言われたんです。で、家族は大変怒ったんです。なぜ救急車を呼んじゃいけないのかと。だけど、タクシーで来いというのが、どうも善意で出たんじゃないかと思われるんです。これが最近までなぜかというのがよくわからなかったんです。よく聞いてみたら、救急搬送だったら、搬送拒否をする可能性があるからだと言ったんです。だから、タクシーで来てくれというのは善意で言われたんじゃないかと理解したんですが、市民病院が一般的にそういう対応するかどうかはわかりません。わかりませんが、家族はびっくりしたんです。救急車で行こうと思ったら、タクシーで来いと言われたんで。そういう事例が具体的にあったので、こういう問題について、いわゆる市民病院の救急搬送の拒否というのがあまりにも多いんじゃないかと思わざるを得ないんですが、いかがですか。

山根健康増進課長 救急担当の看護師がタクシーで来いということは、ちょっと間違っていると思います。というのが、何で行くか、タクシーで行くか、救急車を利用するかということは、やはり家族が判断することであって、何を使って来いというのは、救急を担当している医療機関としては、その辺の体制というか、人材というか、それはどうかなという感じはします。

杉本保喜委員 課題のところで、1次救急を利用してもらうように啓発に努めておられるということですが、どのような啓発をされているか教えていただきたいと思うんですが。

山根健康増進課長 1次医療として急患診療所ということで、平成22年1月から平日夜間診療を実施しております。それは毎月広報に載せておることでの啓発と救急の日等々においては広報でそういう啓発ということでやっております。

杉本保喜委員 実は、私の知人で病院に通っておるんですが、彼女は一人

住まい、独居老人ですけれど、体の調子が非常に悪くなって不安に思って、救急車を呼んだ。それで、救急車で運ばれて病院で診察を受けた後、帰りに、あなたは今度のときはタクシーで来られたほうがいいんじゃないですかと、こう言われたと言うんです。それを聞いて思ったのは、やはり主治医がこういう状況のときはこうなさいよ、もう危ないかもしれないから救急車を呼んだほうがいいですよとか、主治医から、そういう話をちょっとしていただければ、患者も不安が大分払拭される部分が出てくるんじゃないかとも思われるんです。患者にとっては、自分の体の調子、特にこれから老人がふえますから、老人たち一人一人に家族が寄り添っておられればまだ多少はいいんですけれど、そうでなければ、やはり老人にとってどういうときには、どういうふうにというアドバイスを主治医からいただくと、軽症者と思われるところが救急車を呼ぶというようなことも、冷静な形で加減できるんじゃないかと思われませんが、いかがですか。

山根健康増進課長 救急搬送においては、山陽小野田市でも成人とか小児とかは、平成25年度は減っているんですけど、確かに高齢者のみ搬送ということでふえております。それはやはり、委員が言われたように、一人暮らしの方とか、不安な方も多いかと思います。その辺で、かかりつけ医との連携とか、啓発なりが必要なことだと思います。

岩本信子委員 10施設のうち9施設が救急搬送で、90%という達成度になっているんですが、今お話を聞きましたら、医師不足があって、高度医療が必要であって、いろいろ問題も抱えているとおっしゃったんですが、この2次救急医療体制の見通しです。で、10施設が9施設しかならない。そして、先ほど言われた医師不足とか高度医療が必要だという病院が多いということを言われてて、この2次救急医療体制の見通しは、どのように考えていらっしゃるんですか。もっともっと発展して10、20と施設をふやしていけるのか。それとも、医師不足とか、そういうものが関係して少なくなっていくのか、ちょっとその辺を教えてください。

山根健康増進課長 2025年問題、団塊の世代が後期高齢になる2025年問題というのがよく言われますけども、各病院は病床機能報告というのを10月1日からするようになっております。また、医療機能も高度急性期、急性期、回復期、慢性期ですか、4つの分類に分かれるような形に病院の機能も変わろうとしております。その中で、県が来年度、地域医療ビジョン、地域医療構想をつくらなければならないようになってお

ります。その中で、2次医療圏も変わってくるのではないかと考えております。

長谷川知司委員 59ページの表で、救急病院の9つのうち宇部医療センターと労災病院は平日しか行っていないのは、何かあるわけですか。

山根健康増進課長 これは独立行政法人で、年間365日体制をとったのは平成21年度からで、そこの下の説明のところですけども、新設された輪番日、月、火、水、金曜日が補助対象ということになっております。ですから、実際365日はしているんですけども、土、日、木曜日だけは補助対象外ということで、またこれ全部担当したところは補助対象にするというように法律が変わってきておりますので、近い将来実施された全てが補助対象となります。

下瀬俊夫委員 ちょっと先ほどの説明と、59ページの一番下ですよ、搬送された患者の4割が軽症、中程度も含めると大体9割が中程度以下ですよ。それで重篤はというと1割に満たない状況でしょう。これによって搬送拒否されるという事態がよくわからないんですよ。それを理由にしているだけの話じゃないですか。

山根健康増進課長 9つの医療機関で拒否をしたことがあるかどうかというアンケートをとっています。全ての病院で拒否をしたことがあるという。その原因としましては、まず1つ目が専門外であるということ、例えば呼吸器専門病院に循環器の方が来られてもやはり見られないということで、原因の一番目が専門外であるということ、それとあとは処置中であるということが原因に上げられます。

下瀬俊夫委員 だから、重篤の患者、いわゆる心臓カテーテルみたいな、そういう重篤の患者が来ると訴訟の対象になるから、嫌がるんだみたいな話があったじゃないですか。だけど、これを見たら9割ぐらいが中程度以下だから、そんなに難しくはないですよ。普通は、病院でも外来患者の8割ぐらいは、総合診療で間に合うみたいな話があるわけですからね。結局言われるように、やっぱり医師不足が一番大きな原因だろうと思うんです。受け入れたくても受け入れられないという状況があるんじゃないかと思うんですが、そういう点でいえば一般会計から繰り出している約1億円は、そのためにあるんだと思うんですよ。だから、少なくとも市民病院は365日二人体制で臨むというのが僕は筋じゃないかなと思

っているんですが、財政のほうはそういうことを期待して金を出しているんじゃないですかね。

川地財政課長 25年度の救急医療負担金で実績の繰出金は9,870万5,000円です。そのうち空床補償につきましては、約6,290万4,000円、空床補償、これ5床です。

下瀬俊夫委員 もう少しゆっくり、もう一回言って。

川地財政課長 空床補償、ベッドの確保が5床分で6,290万4,000円。委員がおっしゃったのは待機料だと思います。医師の宿日直手当等につきましては、これはあくまでも実績額という形で、二次救以外の医師の待機、平日等々全部1日一人です。それに看護師がつかれます。中には、研修医等々がつく可能性もありますので、その実績額が3,913万4,000円となっておりますので、その実績に基づいて一般会計から病院会計に実績を繰り出しているという状況になっております。

この額が多いのか少ないのかということもありますけども、経営改革プランをみますと25年度の救急車による年間述べ患者数は、25年度数値目標700人でした。これが実績は728人となっております。全部で救急告示病院、県内で多分59ぐらいあると思いますけども、県内でも24年度あるいは25年度の救急医療の搬送者は5万9,000ぐらいですので、平均でも大体年間1,000人程度です。それに比べたらやはりちょっとうちは少ないのかなと思いますが、今の市民病院の状況を考えますと、この繰出金はやむを得ないではないかと一般会計では判断しておりますし、今後、病院のほうでこの一人を二人にするのかということについては医師の確保状況を見ながら協議をしていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 最後の部分がね、微妙でよくわからなかったんですが、いわゆる二次救だけじゃなしに、365日救急医療の充実を支えるための補助金だと言っていいですね。結局、空床補助は何かと言ったら、いつ急患が入ってもいいようにベッドを空けておくわけでしょう。空けておくはずのベッドの補償を5床ほど毎日しているわけですよ。365日救急医療体制を受け入れなかったら、何のために空けておくのかという話にもなる。だから、救急医療の体制をつくろうと思ったら、二人体制以外にないと思っているんですが、二人体制を予定して医師の確保になっているのかどうか、そこら辺ちょっと明確に教えてください。

川地財政課長 平成25年度におきましては、医師につきましては2人になっておりません。1人ということになっておりますので、その1人に対して、医師だけですね、看護師は除きますけど、医師については一人に対して宿日直手当を繰り出しているという状況です。

下瀬俊夫委員 それはわかるんです。局長がいうように、当直の医師は入院患者のためにいるというのであれば、病院の常勤をそれに充てればいいわけですね。いわゆる繰り出し基準で出しているこの医師確保については、別の医師、臨時の医師も含めてそれを確保するということが前提になっていくんじゃないかなと思うんですが、局長が言うように入院患者のために医師がいなきゃいけないと言うのであれば、この繰り出し基準でいけば二人体制にならざるを得なくなるんじゃないですか。

川地財政課長 執行部としましては、あくまでもこの救急医療に対する確保対策費ですので、この1名がその救急医療の運営に当たられる方だということで認識しておりますし、それに対しての実績額の支払いをしているということです。

下瀬俊夫委員 原課として、今は365日、二次救以外は二人体制というのは、やっぱり救急医療の充実にとっては大変不十分だと認識しておられますか。

山根健康増進課長 認識しております。

中村博行副委員長 拒否の理由で、専門外の患者だということは、私たちも何となくでもわかると判断するんですけども、医者自体がそういう患者が入ってくるというのは当然想定の中にあると思うんですけども、そういったことに対してやはり専門外が来てもある程度受け入れようという姿勢というか、病院内でそういったことの意識づけというのはされているんでしょうか。

山根健康増進課長 行政、消防、医療機関で対策協議会をやっているんですけど、きちんと二次輪番制だから受け入れるという病院側もありますし、なかなか病院側のコンセンサスが得られないというのが実態です。でも、なかなか行政のほうから言いがたい状況もあります。ですから、医療も変わってくる中で、それこそ一極集中型か今までどおり旧医療機関が実

施するのかというのは今後の課題と感じております。

杉本保喜委員 宇部、山陽小野田、美祢地域等、今医療情報の共有システムをつかって今動きつつあるわけですよね。これが軌道に乗るというか、ある程度のところまでいったときに、この二次救急医療体制そのものにどのような影響を、いい影響が多分出てくるんだらうと思うんですが、その辺のところを予測でよろしいですので、教えていただきたいと思うんですが。

山根健康増進課長 委員が言われるのは「さんさんネット」のことですかね、医療情報ということで、今年度の4月から開始しているんですけど、なかなか開業医の診療所の先生の参加が難しいという現状もあります。それと、うちのほうでも退院情報システムということで、小野田保健センターに情報が来るようになっているんですけど、圏域では山大と興産中央病院と労災が公開病院になっているんですけど、ほかの医療機関はまだ運営までにはいっておりません。ですから、それがきちんと地域の開業医も参加されて運営されれば、その辺はうまくいくかなと思います。

伊藤實委員長 この評価の中で二次救急医療体制の支援ということでしているわけですが、この支出は補助金というか、その部分が全額ですよ。先ほど課題に上がった救急車の利用等のいろいろな啓発活動、そういう部分の予算的な措置がないわけですよ。今、広報とかそういうお金のかからないようなところとするニュアンスだったんですが、実際にはやっぱり民生委員とかいろんな関係団体に周知徹底するという予算措置が必要ではないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

山根健康増進課長 これは、実際に引き受けなくても引き受けても、その日数に応じた負担金ということで出しております。

伊藤實委員長 そうではなくて、要は二次以上の負担金しか出てなくて、その課題としては要するに59ページにあるように軽症者なんかが利用するところになるわけでしょう。だから、そういう部分を減らさないといけないというのは長年の懸案事項なわけですよ。そうしたら、そういうようなところを周知するのに、今は広報とかでしているんだけど、本来だったらこの支援するにはそういうところも含めた予算措置が必要ではないのかということを知っているわけです。

山根健康増進課長 必要だと思います。

伊藤實委員長 だから、そういう部分についてもやはりしないと。それと今いろいろ委員から質問というか意見があったんですが、実際一般会計からの繰り入れが9,800万円ぐらい。そうした中で空床補償、そして医師の当直、そういう部分ですが、実際は現状でいくと、ベッドを確保したに過ぎないわけでしょう。実際には心臓カテーテルなど、急性期というか難しい症状の患者については専門外だから、専門医でも経験がなければ怖い、訴訟に発展する、そういう懸念があるからなかなか受け入れができない。下瀬委員が2人と言われましたが、実際そのような手術となればそんな人数ではできないわけですよ。薬剤師を含めレントゲン技師からさまざまな医療スタッフがそろわないと手術ができないわけですよ。今後の見通しとして、この二次救急のところは10施設あるんだけど、これをいろいろ見直そうと。だから超高度、急性期なりそういう段階というのはすごく大事と思うんですよ。できないところに患者を搬入してもまた回されるわけですから、その時間を極力少なくするには、ちゃんと役割分担をした中で救急車をすぐ受け入れる。ということは、労災は医師が40何名だったですね。うちが23名、やっぱそういうのも含めてこっちの先生を向こうに持っていくとか、やはりそういうようなことも抜本的に考えないと、これは解決ができないと思うんですが、その辺についてはどのような考えですか。

山根健康増進課長 やっぱり一極集中とか、集中化している中でやはり補助金は日数に応じて出していますので、その辺でやはり使い方といいますか、医師の協力体制といいますか、その辺も含めて予算が要るようになるかと思っています。

伊藤實委員長 いやいや、要するにお金が要るとかではなくて、今の体制でいくと受け入れできないとか見ないとかになるわけですから、逆に今一般会計が9,800万円だけど、実際に多くなってもいいと思うんですよ。それだけの救急が対応できる体制づくりというのはね。やっぱそういうところを抜本的にしないと、これ合併当初からでしょう、この問題は。だから、これは医師会との関係もあるんだけど、行政から言いづらいとか言われるけど、それではだめと思うんですよ。抜本的に医師会とやはり腹を割ってしないと。でも、全国にはそういう先進的なところはあるわけですよ。この10月に市民病院が新しくなりますけど、市民は救急車は全部受け入れてくれると思っている人が多くおられると思いますよ。

病院が新しくなって、そう思いますよ。せっかく新しくなったんだったら、やはり市民のニーズに応える。それが、逆に箱物だけできて中身はないということになると、やはり問題なので、この二次救急の中、役割をもう一回見直すとか、抜本的に変える必要があると思うんです。だから、その辺は原課としても市立病院と協議しながら、そうした中で今このように市は市立病院にこうやって出していますが、逆にランクづけとか、超急性期を受け、労災がするとなった場合、市からそういう部分に補助金を出すということは可能でしょう。

川地財政課長 これはちょっと慎重に検討したいと思います。

伊藤實委員長 でも、そういうことも含めてする時期じゃないかと思うんで、その辺は前向きに検討してもらえればと思います。ほかになければ次に行きます。21番の成人健康診査事業1。

山根健康増進課長 健康診査事業は60ページから64ページの4つの事務事業に分かれております。それぞれの事務事業について説明します。まず、60ページから説明します。事務事業名、成人健康診査事業1、補助対象です。健康増進法に基づき、肝炎ウイルス健診、健康診査、訪問健康診査の3つの事業を行っております。次に、予算の執行についてです。歳出総額37万4,375円のうち、35万9,675円が健診委託料です。需用費1万4,700円は、受診票等の印刷製本費です。歳入につきましては、4万3,800円は受益者負担金です。また、県支出金の3分の2の補助率ですが、国から基準額が示されており、20万4,000円の決算となっております。一般財源は12万6,575円です。活動指標・成果指標についてはそれぞれの事業の受診者数にしております。

まず、肝炎ウイルス健診は、ほかの方法で健診を受ける機会のない人を対象に、今年度40歳となる人、または41歳から81歳の人で過去に肝炎ウイルス健診を受けたことがない人を対象に実施しております。平成25年度は、77人の方が受診されました。

次に、健康診査についてです。この健康診査は、医療保険者が行う特定健診、いわゆるメタボ健診のことですが、これを受ける機会のない人、主に生活保護受給者の方が対象となる健診です。平成25年度は11人の方が受診されました。

次に、訪問健康診査です。医療保険者が行う特定健診を受けることができない在宅の寝たきり等の人に対して、医師による訪問健康診査です。過去3年間受診者数がないのは、寝たきりの方は既にかかりつけ医に

よる何らかの医療がなされていることが推測されます。

伊藤實委員長 それでは最初に、成人健康診査事業の1について、何かありますか。

吉永美子委員 今、言われた②の健康診査というところで、これは生活保護を受けている方等が対象ということでしたが、今、報告あったように実績として、実績の16ページにある分だと思うんですが、これの成人、老人関係というところの内容の健康診査受診者数が11人と。11人ということだけ聞くと、どれぐらいの対象かが見えなかったんですけど、受診率がたった1.5%ということで、やはり生活保護の担当職員の皆さんは、自立をされていかれることが一番のやりがいだと思うんです。そういう意味ではやっぱり、体の調子をきちっと診察されて早く病気を治して、若い方は仕事ができるよう自立を促していくのが職員のやりがいだと思うんですが、なぜこの受診率が1.5%ということで、大変低い状況にあるのでしょうか。

石井健康増進課主査 先ほど言われました健康診査の対象者は、平成25年度につきましては738人の方が対象となっております。この事業をするに当たって、生活保護の担当課とは協議を行っております。この事業があることも担当課には伝えてありますし、受けられた方の結果について、また保健師で事後フォローが要ればというところでの調整も行っております。受診率の低さですが、実際に医療にかかってない人が健康診査の対象になりますので、実際その医療を受けてなくて受診できてないという方は、ちゃんと担当課で確認をしていただいております。数字上では低いですが、そういう結果になっております。

吉永美子委員 それでは、基本的に体の調子の悪い方は、自分できちんと職員に言われて診療に行っておられるということで、診療を差し控えて行っていないという方はおられないという認識でよろしいですね。

石井健康増進課主査 そういう方がいらっしゃらないように、話をしております。

伊藤實委員長 ほかに。なければ次の2番の説明をお願いします。

山根健康増進課長 続きまして、61ページです。事務事業名、成人健康診査

事業2、単独です。がん検診については、61ページの健康診査事業と62ページのクーポン事業の2ページに分かれております。それぞれに説明します。まず61ページについて説明します。がん検診は、健康増進法第19条の2に基づき、死亡原因が1位であるがんの早期発見、早期治療を行うことを目的とした事業です。検診方法は集団検診、個別検診で行いました。

次に予算の執行について、歳出総額9,177万2,856円のうち、9,069万7,214円は検診委託料です。そのほかとして、報償費は総合検診看護師雇い上げ、事業費は受診票等の印刷製本費、役務費は検診に伴う通信運搬費等です。

歳入は、受診者負担額1,301万2,000円。一般財源が7,876万856円です。

事業評価における活動指標、成果指標は、集団検診の実施回数、個別検診の受託医療機関数、国が示した受診率に対する本事業のがん検診受診率としました。平成25年度は、集団検診の実施回数を8回から10回にふやし、個別検診の受託医療機関も市外でもできることにし、受診しやすい体制をつくりました。しかし、実績値は検診全体の受診率19.9%と、国が示している目標値を大きく下回っておりますが、資料のとおり、平成25年度のがん検診の受診率はいずれの検診も受診率は上がっております。事業の評価の目標は、国が設定した受診率50%を目標にしておりましたが、平成26年度は達成可能な目標値として、段階的受診率向上を図ることとし、各がん検診受診者プラス100人とするのを目標にしました。プラス100人をどのようにしたら受診してもらえるかということを経内で検討しました。これまで商工会議所やヤクルトと協定を締結したり、マスコットの作成、タクシーのステッカーなど、さまざまなPRを展開したり、健康推進員や食生活改善推進員の地域活動の中でチラシの配布や口コミの依頼等を行ってきました。平成26年度は新たな取り組みとして、対象者となる検診を受ける機会のない、国保に新たに加入した人、60歳から75歳未満ですけれども、保健師が訪問して、検診の必要性や受診方法について説明を行っております。またフェイスブック、山陽小野田ツイッターを利用しての若い人への啓発も行っています。

また、国保データシステム、KDBシステムというんですけれども、それを使って被保険者の医療情報、検診情報等を活用しながら、地域へのかかわりも進めていきたいと考えます。また、受診者数が増加することは、がんの早期発見、早期治療に結びつき、ひいては医療費の削減につながるものです。受診者数の増加は、委託料の増大が予測され、委託

料単価が個別検診に比べて低い集団検診の実施回数の確保も検討していきたいと考えます。

伊藤実委員長 それでは、成人健康診査事業の2番につきまして、何かありますか。吉永美子委員。

吉永美子委員 大変努力をしていることに敬意を表します。それで、このがんは、本当になられる方が多いわけですが、早期に発見すれば治療してきちんと、いわゆる寿命を全うされるわけですので、このがん検診についていかに大切かも含めて「いざがんになったときには、これだけ自分の負担が出るんですよ」と、「今回これだけで済んでいるところがこうなります」というところをよその市でされているところもありますので、そういう自分にとっても費用負担がすごく安くて、当然体も痛まないわけですが、そういった啓発をもう少しわかりやすくしていただくということの考えはいかがでしょうか。

石井健康増進課主査 実際検診を受けて早期にがんが発見された場合の医療費と仕事を休まなければならない実質的負担、それとがん検診を受けなくて自覚症状が出てから受診した場合を比較することによって「ああ、だったらやっぱり早く見つかるがん検診を利用するのが自分のためになるな」という意識啓発、これは大事なことだと思います。今、具体的にそのような費用を出して、市民にお知らせしていませんので、参考にさせていただきたいと思います。

吉永美子委員 ぜひお願いします。それともう1点ですが、若い女性が受ける女性健康診査です。これがやはり実績表の16ページにあるように、残念ながらここがかなり低くて3.1%。これもやはり今、若い女性が病気になる、特に女性特有のがんとかあるわけですが、そういった啓発と、今申し上げたような「いざかかったら、病気になるとういうふうに負担もふえるんですよ」というところで、この女性健康診査が3.1%から10%へと上がっていくような方策を考えてはいかがでしょうか。

石井健康増進課主査 先ほど、課長の説明の中にもありましたが、ことしこども福祉課のさんようおのだこのツイッターを通して、若い世代が見ておられるホームページ等を通じて啓発に一層、努めていきたいと思っております。あとは、従来からやっております1歳半健診、3歳半健診、その保護者に関してもチラシ等を配付して個別の問診のときに一声添え

るようにはしております。

杉本保喜委員 目標率を50%、国あわせて50%としてきたけれども、26年度から段階的な目標値を掲げることとしたと。その一つとして、各がん検診プラス100人という目標を掲げたと思うんですけど、これが達成されたならばパーセントとしては何%ぐらいになるとお思いですか。

石井健康増進課主査 25年度の前立腺がん検診をのけた胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんを全体的な受診率、総的に見ますと19.9%でした。それが各プラス100人を行いますと20.9%になる予定です。約1%上がる予定です。

下瀬俊夫委員 一つは、先ほどの目標設定です。50%を具体的に1%上げるということが達成可能だということで100人プラスということですが、そこに結局とどまりませんか。100人をどうするかということになってしまって、毎年1%ずつという格好になるような気がするんです。50%を抜かして、どうしてもそこにどうするかという発想よりも、当面の目標のほうにシフトするんじゃないかなと思われるんですが、いかがでしょうか。

山根健康増進課長 国の目標50%を絵に描いた餅にすることなく、自分たちの活動が受診率に結びつくようにとこのたび方向を変えました。100人とはいいますが、実際これが120人になれば、次の年はその120人に100人を足していくということになるので、少しずつですが、前進していきたいという意思の表れです。

下瀬俊夫委員 それは否定しないんです。この実績を見ても21年以降ずっとふえていますから。そういう努力は、やっぱり議会の議論も含めて積極的に支援しようと、それはいいんですが。ただ、1%ずつ積み上げていくという方式がどうだろうかということ。結局、1%が100人だから50%にしようと思ったら、あと30%上乗せしないといけないわけよね。30%というのが物すごく遠くを感じるわけです、1%ずつ積み上げていくと。もう100年先の話になるんですよ。やっぱり50%の意味というのを僕は改めて見直さなきゃいけないんじゃないかなと。30%上乗せするというのは、とても今の仕組みやペースでは無理だという、ここをやっぱり部長も含めてしっかり考えていただきたいんです。ということで、部長ちょっと答弁お願いします。

河合健康福祉部長 確かに議員おっしゃるとおり、このペースではいつ到達するかということはあると思いますが、26年度は試みとして、職員の心意気ということでここは理解していただきたい。ただ思うには、がんについてはいろんな種類があります。その種類によって現在のパーセンテージも違いますし、がん特有のものもありますので、そこら辺を今後追及していきたいとは思っております。

下瀬俊夫委員 いずれにしても、期待をしておりますので、頑張ってください。この実績表を見たら、がん発見者数がそれなりに出ています。例えば、胃がんで言えば発見者が19人、大腸がんが17人というふうに。問題は、この人たちが精密検査に行ったかどうかというフォローの問題です。がんかもしれないということで、悔やんで自殺した方を知っています。精密検査を受ける前に自殺したんですよ。それだけメンタルなんです。ある会社の社長だったんですが、自分のがんになったらもうだめだという、思い悩んだらろうと思うんですが。そういう意味で精密検査、要精検の患者に対して、精密検査を受けるようにという点での、もっとメンタルないろんな対応というのが必要じゃないかなと思っておりますが、その要精検の患者の精密検査受診率、わかりましたら教えてください。

山根健康増進課長 胃がん検診の25年度の要精密検査者が76人に対して、精検を受けられなかった方が16人です。大腸がんが428人に対して81人です。肺がんが296人に対して31人です。子宮がんにつきましては、29人に対して3人、乳がんについては147に対して4人です。これは25年度で、まとめたのが年度当初、4月になってすぐですので、それから受診勧奨を行っておりますから、未受診者の数は減っている可能性があります。

下瀬俊夫委員 今の数字は要精検で受診していない患者の数よね。

山根健康増進課長 そうです。

下瀬俊夫委員 例えば、大腸がんが人数からいっても大変多くて、未受診者も多いんですが、メンタルな部分での対応というか、受診勧奨ということだけではなくて、かなり不安があるんで、そこら辺の対応についてはどうされていますか。

山根健康増進課長 実際、電話等相談がありましたら保健師が対応します。がん検診につきましては、全て一次診査を受けた主治医から要精密になられたということも結果も含めて二次診査をどうするかというところまで、医師会にお願いしております。

なお、大腸がんにつきましては、要精検受診者が低いというところが例年ありましたので、25年度から受診票の様式を変えまして二次診査をどうするかというところまで、かかりつけ医と相談ができるような様式に変えております。

伊藤實委員長 中学、高校、その辺の小さいところからの健診に関する情報なり知識、そういうことがすごく大事だと思うんですね。大人になるとやはり怖いとかいろいろあるんだけど、教育の一環としての取り組みは今のどのような状況になっていますか。

山根健康増進課長 少しずつではありますが、教育現場での衛生教育の場をいただいております。実際には、工業高校へたばこの害を含めて肺がんの予防、ことしにつきましては教育委員会から中学校等にも教育の場を提供していただいております。で、そういう場を通じて、とても無垢な子供たちのがんのことを素直に聞いていただくということも大きな目的ですし、また学校でそういう話があったよということを家庭に持ち帰って、お父さん、お母さん、健診を受けているというところへ広がっていければいいなと思っております。

伊藤實委員長 実際そうなんで、子供から言われると親はやっぱり弱いですよ。実際、私も早くやめろと言われるんだけど。やはりそういうところというのは、教育委員会とかこども福祉課とかと連携をしながら、年次的に毎年こうするんだという部分はやっぱり入れていかないと、日程が合えばやろうというのではなくて、市としても受診をして早期発見すればそれだけの負担は減るわけですから、メリットは大きいわけでしょう。だから、そういうところに予算、需用費なり役務費なんかもっと増額してでもそのメリットは十分あると思うんですね。だから、そういうのは教育委員会とかそういうところと連携をして、このまちは小学校、中学校、高校も含め、いろんなところで毎年するんですよということをするべきではないかなと思うんですが、意見としてそういうことです。ほかになれば次に行きます。その次は3番目、クーポン、お願いします。

山根健康増進課長 続きますして62ページのクーポン事業です。この事業は、がん検診推進事業としてがん検診手帳や無料クーポン券を特定の年齢の人を対象に交付して、がん検診の受診率向上を図る事業です。平成21年度から女性特有のがん検診推進事業として、子宮頸がん、乳がん検診、また23年度からは大腸がん検診が追加されて実施しております。予算の執行について説明します。歳出総額987万6,759円のうち837万8,315円が健診委託料です。需用費は、がん検診手帳、受診票等の印刷製本費、役務費は、健診に伴う通信運搬費等です。歳入は、事業費の2分の1の国庫支出金ですが、決算額384万6,000円、一般財源が603万759円です。次に、活動指標、成果指標についてです。それぞれのがん検診の国が示した受診率に対する本事業のがん検診受診率です。無料クーポン券事業であるにもかかわらず、国の示した目標値にはほど遠い受診率となっております。女性特有のクーポン券事業、子宮頸がん乳がんですが、平成21年度から特定の年齢の人に5歳間隔で開始し、平成25年度で一巡したことになります。しかし、クーポン券を配付したにもかかわらず、健診を受診していない人が当市の場合、9,000人弱いらっしゃいます。平成26年度はこのような人に対して健診の重要性の認識と受診の動機づけを行うために再度クーポン券を配付して、受診率の向上を図っております。クーポン券事業の実施状況は63ページをごらんください。3年間の健診状況です。子宮頸がん、乳がん検診の受診率は低下、あるいは横ばい傾向です。年代別に見ますと、子宮頸がん健診においては20歳の若年者の受診率の向上が見られます。また、大腸がん検診の受診率は少しずつではありますが、増加傾向を示しております。

伊藤實委員長 それでは、クーポン事業につきまして質疑を受けます。

吉永美子委員 26年度は未受診者へということでもた対策が強化されるはずですが、コール、リコールということでも、そんな方に対してこそ、いざこの病気にかかったらこれぐらい費用がかかって、あなた自身も体もそうだけど経済的な負担も大きいですというところを入れてのコール、リコール事業ができないでしょうか。受診率を上げるためにという意味です。

山根健康増進課長 このたびの未受診者の方につきましては、クーポン券を贈る際の説明書をごらりとかえまして、お得心を出した内容にしました。ちょっとお金のことも入れまして、1万円ぐらいかかる健診が今だった

ら、このクーポンをつかったら今年限りであるが、無料で受けられますよということをちょっと入れたような内容にしています。

吉永美子委員 それだけではなくて、要は1万円かかるところを無料ですじゃなくて、無料でかつ受けられて、病気になったときにはこういう負担がふえるんですよということを、この未受診者には特に入れていただくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

山根健康増進課長 お金ではないんですが、早期にがんが見つかった場合の治癒率というところをグラフ化したものをこのたび入れました。

吉永美子委員 それもとっても大事ですよ。だから、それプラス、その負担的にもというところを先ほどから申し上げているんですが、それはじゃあしないということですね。その辺の回答がいただけないようですので。

山根健康増進課長 もうコールが終わりましたので、またリコールのときにそのあたりも工夫してPRをしようと思います。

下瀬俊夫委員 無料クーポン事業で、一つはなぜその受診率が下がったのかという問題と、それからもう一つは、前のがん検診のときは有料だけど、無料にして若干ふえたという、この有料、無料の差はこの程度なのかなという気はしないことはないんですが、実施率の低下というのはどんな原因だと思われませんか。

山根健康増進課長 子宮がん検診が少し下がっております。これについては、これが原因だということまでは突き詰めておりません。あとコール、リコールの中で未受診者に対して受けなかった理由を聞いております。その中で、全体的に子宮がん、乳がん、大腸がんを通して1位が職場等で検査したので受ける必要がなかったというのが子宮がんで38%、乳がんで30%、大腸がんで38%の方から回答をいただいております。

下瀬俊夫委員 この受診率のとり方が若干変わってくるよね。だから、そこら辺もう少し踏まえた統計にしないと、やっぱり正確なものではなくなってくるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

山根健康増進課長 市民の全体調査ができて、市のがん検診が必要な方という母数がとればそれが一番望ましいとは思いますが、ただ、ここで出して

いる統計が国に出しているものに合わせております。で、国がもう母数を決めてきておりますので、同じ出し方で他市と比較しているというところが現状です。

伊藤實委員長 ほかになければ次に行きます。4番目結核健診、お願いします。

山根健康増進課長 資料64ページをお開きください。結核健診についてです。結核健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の発症を早期に発見し、他者への感染を未然に防ぐことを目的とした事業です。健診は、総合健診、個別健診、地区巡回で実施しました。予算の執行について説明します。歳出総額83万443円のうち72万8,763円が健診委託料です。需用費は受診票の印刷製本費、役務費は健診に伴う通信運搬費等です。活動指標、生活指標は、集団検診の実施回数、特別健診の受託医療機関数、市が目標とする受診率に対する受診率にしました。本市の受診率は、平成22年度から肺がん結核健診として医療機関での個別健診が可能となり、県平均受診率に比べ受診率も高くなっております。

伊藤實委員長 それでは、結核健診につきまして質疑をお願いします。

下瀬俊夫委員 受診率が上がってきているのはわかるんですが、受診結果はわかるんですか。

山根健康増進課長 結核につきましては、平成24年度に2人見つかっております。25年度はゼロです。

伊藤實委員長 ほかに（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、この事業についての審査を終わります。それでは、4款の衛生費の192ページから209ページまでで質疑を受けます。

吉永美子委員 197ページの霊園使用料返還金ですね。確か予算は119万8,000円ほど出しておられたと認識しているんですけど、返還金がこれだけ、半分以下になった理由は何でしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 霊園使用料の返還金、25年度は南墓地2区画で返還がありました。予算は枠どりとしてとっておりますが、実態はそういうことです。

松尾数則委員 霊園の待機者の把握はされているのでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 平成24年度に一応待機者を解消しております。実際、市内にそういう方がどれだけいるかというアンケート等はありませんが、担当課としては、これらの待機者は解消しているという認識でおります。

吉永美子委員 197ページの一番下の23節ですね。ここの償還金170万7,205円、これは予算では計上されていないと思っているんですが、これはどういうものなのでしょうか。

山根健康増進課長 170万7,205円のうち、クーポン事業が100万4,000円です。それと予防接種事業は平成22年にありまして、その予防接種事業の償還金が76万6,205円です。

伊藤實委員長 4款の192から209ページ。

吉永美子委員 199ページです。ここの浄化槽設置整備事業補助金ですね、2,799万6,000円ということで決算額になったんですが、当初、5人槽がいくつとかいう説明も受けて3,210万円の予算だったと思うんですが、これは、やはり思ったほど浄化槽の設置が進まなかったということに尽きるわけですか。

多田建設部次長兼下水道課長 基本的には、単年度100基という目標のもとに予算要求をする中で、交付決定額がおおむね2割程度の減で交付決定、国費3分の1ですけども、そういった額の経緯はあります。そういう中で、平成25年度におきましては、総数74基という合併浄化槽の助成をしております。これは、100基を目標にしておりながら交付額2割程度の減ということで、おおむね戸数としては達成できているのかなというものです。

長谷川知司委員 200ページ、新ごみ処理施設について聞きたいんですが、現在、光熱水費は大体4,677万4,000円ということですが、新ごみ処理施設について、これらの軽減、あるいはリサイクルとか、熱の再利用ということについて、何か検討をされておれば教えてください。

榎坂環境施設整備室長 今、具体的には、現状の光熱水費と新ごみ建設に関しての比較はしておりません。

長谷川知司委員 207ページには工事請負費ということで新ごみ処理施設の建設工事費とか明許繰越の費用とか出ていますね。ですから、これについては当然ごみ処理施設についてさまざまな検討がされていると思うんですね、光熱水費を減らすための。そういう方法があれば教えていただきたいということですが。

榎坂環境施設整備室長 水については下水道からの、通常であれば上水を使うところもあるんですけども、処理水を使ったり、そういう検討はしております。

吉永美子委員 実績のところの17ページで、火葬場の使用状況です。全体数があって、うち市内ということで載っていて、割合的に大人126が市外となりますが、これは宇部市ということでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 市外の方の正確な数字は今持っておりませんが、宇部市の方が大半ということですよ。

吉永美子委員 そうすると、うちは市内は1,000円、市外は1万円、宇部市は市内が5,000円、市外は3万円ということで、楠等、近いところの方は山陽小野田でされてもそんなに負担額がふえないところの差があるわけですが、その辺は検討が進んでおりますか。この差が違うところにつきましては。いかがですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 使用料の格差は十分認識しております。それで、新火葬場を建設した時にどうするかというのは、今後検討していきたいと考えています。

岩本信子委員 資料の19ページです。実績報告書の19ページですが、ごみ処理の状況のことについてお伺いしたいと思います。世帯数とごみ処理量が出ておりますが、これが1戸当たりの処理量が他市と比べてどうなのかということが、やはり大事なのではないかなと。ごみを減らしていかなければいけないという目標があると思いますし、新しいごみ処理場もたぶん少なくなっていると思いますが、その辺の比較が出てないものですから、他市と比べて1戸当たりのごみの排出量というのはどのくらい

か、教えていただきたいんですが。

佐久間市民生活部次長 今、手持ちの資料がありませんし、他市と正確に比べたことはこれまでないと思います。

岩本信子委員 うちだけの目標としてもいいんですけど、やはり他市がどのようなごみに対する減量をしているのかっていうところの比較が必要ではないかと思いますので、ぜひ、そういう機会がありましたら、そういう資料をとって他市と比較してみたいし、資料も出したいと思っています。

下瀬俊夫委員 墓地公園のことで、小野田霊園が3,324区画整備されているのに、実際貸し出しが3,271件しかないですね。これは残りについてはどうされるんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 平成25年度に105区画新たに整備しました。そして、25年度に公募して、まだ全て埋まっていませんので、その差です。それで今年度には8月1日から9月1日までの募集期間で公募をかけて、今その申し込みされた方について事務処理を進めております。

下瀬俊夫委員 この残りが約50区画ですね。これについて、基本的に公募で埋まったのかどうなのか。それはわかりますか。

木村環境課主査 その残りのところですけども、今年度、26年度中に募集をかけておりますが、小野田霊園に関しましては、まだもう少し空きがあるという状況です。随時、返還墓地という形になったものと新しいもの、わずか残っておりますので、これは随時、数がそろえば、できれば毎年少しずつでも貸し出しをしていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 以前から質問している内容に関連するので、少し踏み込んで答えていただきたいんですが、充足率が大変低くて、いつも募集に対してたくさん応募があるという話があって、以前から言っているのは、生前の貸し出しはできないかという問題があったわけです。これに関連して、いやまだあまりにも足らなすぎると、だからそれはできないんだという答弁でしたよね。今みたいな話で、募集かけても余ってしまうという話だったら少しおかしくないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　今回募集をかけて、手持ちの区画よりも募集のほうが少ないというのは事実です。その分については生前の貸し出しにしたらかどうかという話だろうと思うんですが、まず、これまで言ってきました待機者というか、募集が多いからその方を最優先するというスタンスは同じです。ただ余っているのは余っているんですけど、また1年後に募集をかけたときにどうなるかわからない。例えば、これから亡くなられた方があって1周忌までにお墓を建てる、3回忌までとか、いろいろそういう兼ね合いもありますので、生前の方へというのは今のところまだ考えていません。もう一点は、条例上に焼骨の埋蔵及びこれに伴う墓碑の建設、埋葬してこれに伴う墓碑の建立地ということに条例上なっております。その辺のこともありますので、当面は現状のまままでいくということです。

下瀬俊夫委員　そんな答弁しないほうがええと思うよ。条例なんて、行政がその気になれば変えられる。条例を根拠にしてできませんなんていう答弁はよしてください。それから、私は生前の区画についてどうしろという話はしてません。私は関連で、今募集かけたけど、いわゆる応募が少ないんじゃないかと。その問題はこれからどうするんですかっていう話を聞いたんです。だから、生前の貸し出しをなさいななんて言ってないんです。もう満杯で応募者が多すぎて足りないからやらないという、そういう理由づけでやっていた、これまでは。だけど、今回は応募が少ないのはどうしてかということと、これからそれについてはどうするのかっていう話を聞いたんです。わかりますか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長　これまで言ってきたのは、今委員が言われたように待機者が多いということで答弁してきました。今回やってみて余っているということではありますが、さっき言いましたように、今余ってるから、だから充足しているという考え方ではなくて、ある程度先を見ていかないと手持ちの区画数がだんだん減りますので、ある程度ストックもほしいというのが現状です。

伊藤實委員長　ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長　なければ、第4款につきましては終了します。ここで職員の入

れかえで10分間休憩します。40分から、きのうの残りの総務の関係を審査しますのでお願いします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

伊藤實委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。今からは、昨日、残っていました2款総務費の138ページから151ページまでの質疑を受けます。

中村博行副委員長 143ページ、防災費の海拔表示板についてですが、これは市民の意識づけといいますか、自分の住んでいる場所はどのくらいだということで非常に効果のあるものだと思いますけども、これはあと何カ所ぐらいで終わるのか、予定されているのか、そのあたりがわかれば。

大下総務課危機管理室長 あと250カ所程度で考えています。

中村博行副委員長 どのくらいの年数で考えられていますか。

大下総務課危機管理室長 3年、もしくは2年ぐらいで、今考えています。

吉永美子委員 25年度で支出の仕方が変わったので、あえてお聞きします。
11目の公平委員会費、25年度の予算のときに近年申し出がないと、委員会の運営管理、1人月額、委員長は3万1,450円、委員は1人月額2万8,900円というところでの予算になっていたわけですが、ただ月1回は会議を開いていると。26年度からは日額にかわったと思うんですが、このことによって支出面での効果が出たということによろしいですね。

沼口公平委員会事務局長 委員のおっしゃるとおりです。

岩本信子委員 143ページ。防災士育成補助金のことについてですが、これはどのような形で支出されていますか。申し込みは自治連が窓口になっているのかなと思うんですが、いかがですか。

大下総務課危機管理室長 防災士の登録済みの方、資格を取られて防災士機構

の方について申請を受けております。

下瀬俊夫委員 149ページ、自治会事務費補助金です。これで2点ほどお聞きしたいんですが、1点目は自治会の予算、決算書の提出がまだない自治会があるのかどうか。

石本協働推進課長 自治会事務費の補助金について、予算書の提出は、まだ関係団体と検討課題として協議中ということになっておりますけど。

下瀬俊夫委員 もう少し詳しく説明をお願いします。

石本協働推進課長 自治会事務費補助金についてですけど、自治会によってかなり温度差がありまして、単年度で自治会長が交代される自治会もあるということで、昨年、自治会連合会長名で自治会長宛てに周知文書を出していただきました。また、2月17日に現状の会計処理を把握するための調査を全自治会長対象にされておりました、3月にその報告を受けているところです。その中で、若干やはり自治会の会計に入れておられないというところがありまして、その辺は今後、必ず26年度の予算からは自治会会計の歳入にするという回答をいただいておりますので、資料の提出については、今後の検討課題として自治連、自治会と検討していきたいと考えておるところです。

下瀬俊夫委員 以前から議論になったところですが、自治会の会計にこの事務費補助金を入れない場合、自治会長が個人的に懐に入れるというのは、結局、人件費を行政が出しているようなものじゃないかというので、これはやっぱりきちんと予算化はしなきゃいけないのではないかという、これは一種の行政指導だと思っているんです。だから、自治会連合会がどうのこうのではなしに、行政が補助金を出すことが、いいか悪いかという、そこの判断の問題です。だから、これは自治会連合会と自治会の話ではなしに、行政と自治会の話です。そこを明確にしないと、話がよくわかりません、今の話は。だから、予算化してない自治会がまだ幾つかあるというのであれば、これきちんとしないと、この事務費補助金を出す必要ないと思いますが、いかがですか。

石本協働推進課長 先ほどから指摘を受けていることはごもっともで、協働推進課としても、自治会との対応ということになってきますけど、補助金の請求は自治連から出していただいております関係もありまして、一応自治

会と自治連とで。

杉本保喜委員 私も自治会長をやった経験から、自治会連合会に対する補助金と各自治会の事務費の補助金とごっちゃになっていると思うんです。

川上市民生活部長 自治会事務費の関係です。毎年、質問に出ますけど、昨年言ったと思います。各自治会については、自治会の代表者誰それとか、自治会の会計誰それと、そういう通帳に市から振り込んでおります。それぞれの自治会は自治会内できちんと処理されているということで思っております。その中で、いつも出るのが一部の自治会ではそうじゃないのではないかとされますけど、それについては、私どもいつも自治会長研修会とか、そういう場において指導しております。きちんと自治会の会計に入れてくださいよと。それを、今、石本課長が言ったように自治会連合会が調査したところ、まだ若干、何%か、九十七、八%は全部自治会できちんとした処理をされていると思いますけど、わずかあるんじゃないかということで、それについては26年からきちんとやりますよというものを、一筆入れていただいたと、そういうことです。

河野朋子委員 今、何%かとか言われましたけど、そういった自治会が幾つあるのか、数を明らかにしていただきたいと思っておりますけどいかがですか。

石本協働推進課長 341ある自治会のうち68自治会ほどありました。わずかというか、20%です。

河野朋子委員 この件は、ここにきて急に話が出たわけではなくて、もう合併のときから10年来ずっと指摘もしてきましたし、行政としても指導していきますとずっと繰り返してこられて、そしてここにきてその数を聞くと、あまりにも改善が見られてないというか、これ行政の怠慢だと思います。市民の大切な税金をそういった形で自治会の正規の会計に入れてないということが明らかになったわけですから、これはちょっと看過できない問題だと思います。

岩本信子委員 思うにはこれ自治連に任せているからいけないんじゃないですか。いつも自治会長宛てに毎月毎月、幾ら振り込みましたというのを配られますよね。そのときにその中にきちんと自治会の会計に入れてくださいというお知らせを入れるべき、直接自治会長のところにいくべきじゃないかと思うんです。自治連に任せて、自治連に把握してやってもら

う、周知してもらおうっていうのは少しおかしいんじゃないかと思うんですけど、そういうことができないんですか。

石本協働推進課長 通知書には、確かにそういう記載が書いてないということで、今後はそのへんは改善していきたいと思っております。入れるようにですね。

下瀬俊夫委員 ちょっと認識が違うと思うんですね。結局、予算化をしないこの補助金については、自治会長個人の人件費になってしまうんじゃないかと。だから、これは、条例違反じゃないかという指摘をしているんですよ。これに対して、監査委員がそのとおりだという答弁を本会議でしています。条例違反のことは見逃しちゃいかんわけですよ。だから、予算化をしないんだったら打ち切るべきですよ。それ以外にないと思いませんよ、対応は。

川上市民生活部長 今、資料を見まして、入れてないのが68じゃなくて、会計を一般会計と特別会計に分けて、特別会計に入れているというのが若干ありますので、自治会の経費としてないところはわずかだと、私は認識しております。その指導については毎年やっておりますし、今後調査しまして、そういう自治会が出てくれば、個別にまた指導していきたいと思っております。

河野朋子委員 毎年指導されているのに、それができない理由はなんですか。それを確かめたいと思います。なぜ聞いていただけないんでしょうか。

川上市民生活部長 各自治会の都合がありまして。

伊藤實委員長 関係ない。

川上市民生活部長 自治会においては、自治会の会計の中身を全部知らせることはどうだろうか。いろんな市の補助金だけでなく、いろんな財産も持っている。そこまで全部明らかにする必要はないじゃないかという自治会も若干あります。そのへんは、うちの補助金のことについて、そこに係ることについては調査していこうと思っております。

下瀬俊夫委員 だから、条例違反に係るような問題であるというのであれば、市から出る補助金について、会計を明瞭にする、きちんと報告するとい

うのは義務だと思うんですよね。だから、それをしないのは、やっぱりおかしいということで、打ち切るような措置をしても当然だと思います。2点目ですが、この事務費補助金を行政から出すときに、自治会連合会の負担金を差し引いて、送っていると聞いております。これは事実ですか。

石本協働推進課長 事実です。振り込む際に控除額というのを、自治会長の手間を省くために振り込む段階で省いておるところであります。その控除額については、自治会長にはお知らせしておるところです。

下瀬俊夫委員 それはおかしいでしょう。自治会連合会の下請けになってはいけないんですよ、行政が。これ、任意団体ですから。やっぱり、個別の自治会が自治会連合会に納めるお金ですから、それを行政が差し引いて、天引きして送るといのはおかしいと思いますが、いかかですかね。

川上市民生活部長 各自治会の集まりが自治会連合会です。この自治会連合会の総会の中で、そういうことをするということの了解を得られてやっておると思います。自治会の関係の事務局は協働推進課にありますので、協働推進課が事務処理するときにそういう形でしているというのが現状です。

下瀬俊夫委員 行政がそんなことをしていいんですかという話なんですよね。だから、自治会連合会がそうしてくれって言ったから、「はい、わかりました」といのはおかしいんじゃないかという話をしているんです。

川上市民生活部長 各単位自治会がその方向で了解をしているということですので、事務局としてはそういう処理をしているということなんです。

岩本信子委員 私、このたび自治会長になって初めて気がついたんです、それを引かれていたというのを。自治連のほうにも申しました。なぜ引くのか、おかしいんじゃないかと。というのは、やはり、補助金です。うちも会計処理が悪かったんですけれど、去年までずっと振り込まれた金額しか会計処理されてなかったんです。自治連の会費は、結局、もう引かれているので、わからなかったから、前の人たちは、そのまま会費という形では全然上げてなかったんですよ、うちの町内では。これはおかしいんじゃないかということは言ったんですけれど、自治連が承知したと言われるんですけど、私は、自治会長として承知しておりません。それ

を言いましたけど、ほかの自治会長さんが「そりゃ、あんた、振り込まれたのと一緒に足して、そして、後から引いた形で、面倒くさいからそういう処理をしたらいいわね」って、そう言われただけです。だから、おかしいなと思います。これは、やはり、初めて入った自治会長なんかもこうして来ると思うから、補助金はその引かれたものが補助金という形で上げているところがかなり多いんじゃないかと思うんですよ。それは、違うんじゃないかと思いましたので、こういうふうにしたらいいというのが、やはり補助金だったら、各自治会から申請書。私は、自治連には、一応、何人って出したんですけど、こちらのほうに出ているかどうか。先ほど、「補助金の請求は自治連が」って言われたんですけど、「あ、そうなんだ」って思ったんですけど。やはり、各自治会が何戸という形できちんと決算書を出して、補助金を出してもらおう。341自治会あったら、それをきちんとする。出てないところは出さない。そのような形を取られるべきではないかと思うんですが、いかがですか。

川上市民生活部長 そのへんの事務処理につきましては、事務局としても、今後研究していきたいと思えますし、改善の方向で考えていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 自治会事務費補助金を各自治会に送金をされるときに、内訳はきちんと書かれるんでしょうね。

桶谷協働推進課課長補佐 自治会補助金の振り込みにつきましては、毎月26日を原則の振込日としております。それに先立ちまして、15日過ぎぐらいに各自治会長宛に振り込みの詳しい明細書をお送りしております。その明細の中で、金額の根拠となる数字あるいは控除をされている控除額の金額等も明記しております。

中村博行副委員長 国際交流で、中学生の海外派遣の件ですが、ことしの成人式で立派な挨拶をした方もこれに参加したということで、これが非常にいい効果を上げていくものだと思じているんですが、今までしてきた中で、追跡調査ですよ。行かれて、それからどのように活躍、活動されたかというようなことについて、これからしていこうというお話を聞きました。それで、25年度についてはどういう追跡調査をされたか、お聞きしたいと思います。

増富協働推進課市民交流係長 追跡調査につきましては、24年度に合併以来

行かれた中学生についてアンケートをとりました。24年度にとりましたので、25年度につきましては追跡調査をしていません。ただ、25年度に行った生徒につきましては、今年度、26年度の派遣生との宿泊研修の中で体験談等を語っていただき、ことし行く生徒に対してどうしたらいいとか、困ったこととか、よかったこととかをそれぞれ文章で出してもらって、発表してもらおうという形で意見交換会を行っております。24年度までの生徒につきましては、また時期をみて追跡調査をする予定です。

伊藤實委員長 それでは、今の同じところで国際交流協会、今何団体おられるんですか。

川上市民生活部長 会員数、法人が40、個人33人、合計73です。

伊藤實委員長 73。この国際交流にしても、実態というか、いろいろと話も聞いたんだけど、会費未納の方もおられるということで、幽霊会員のな、そういう実態って実際あるんですか。

増富協働推進課市民交流係長 未納の会員はいらっしゃいます。今年度の会費の納入の締め切りを8月末までということで案内していますので、締め切りが過ぎたので、今後、未納の方には催促をしていく予定にしております。

伊藤實委員長 25年度の決算をしているんですよ。今年度じゃなくて、25年度決算状況でどうなのかと聞いている。

増富協働推進課市民交流係長 今、手元に資料を持ち合わせておりません。

伊藤實委員長 はい、それでは後ほど、実態の資料を出してください。さっきの自治会も一緒だけど、補助金を出しているわけでしょう。やっぱり、その実態をちゃんと把握してしないといけないと思いますので、そのへん出してください。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 なければ、10分から再開します。

午前 1 1 時 0 5 分休憩

午前 1 1 時 1 3 分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開します。次は、審査番号 4 番、2 款の総務費の 2 項からで、最初に、1 2 番の事業についての説明をお願いします。

高橋都市計画課長 資料の修正をお願いしたいと思います。実績報告書ですが、8 ページです。中段あたり、2 目住居表示整備費です。住居表示整備事業で自由が丘とあります。自由が丘の「が」がカタカナの小さい「ヶ」ですので、修正をお願いします。

伊藤實委員長 それでは、1 2 番の事業、お願いします。

岡原市民課長 それでは、事業番号、1 2 番ワンストップサービス事務事業について説明します。資料、3 6 ページをお願いします。本事業は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づき、住民票等の証明書の発行取り次ぎ業務を指定郵便局に取り扱わせるもので、市役所や支所から遠方にお住まいの市民の利便性の向上を図るため、本市においては、平成 1 5 年 6 月から本山郵便局、平成 2 1 年度 1 1 月から有帆郵便局で実施しています。郵便局で発行可能な証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の付表の写し、戸籍記載事項証明書、印鑑登録証明書で、住民票については本人または本人と同一世帯の者、戸籍については本人または本人と同じ戸籍に記載されている者、印鑑登録証明書については本人に限り取得が可能です。昨年の利用実績につきまして、3 7 ページの資料をごらんください。まず、資料の中で誤りがありましたので訂正させてください。2 5 年度の取り扱い件数ですが、本山郵便局、2 5 年度 1 8 4 となっておりますが、1 8 5 件です。月平均が 1 5 . 4 件となります。それから、有帆郵便局、1 5 1 件となっておりますが、1 5 0 件です。平均が 1 2 . 5 件となります。1 件ずつ、振り分けに誤りがありましたので、訂正をお願いします。開始から 2 6 年度、今現在に至るまでの推移は資料のとおりです。なお、利用された人数は、2 5 年度につきましては、本山郵便局で延べ 1 5 9 人、有帆郵便局で延べ 1 1 1 人、本山郵便局は前年度よりも 3 人増、有帆郵便局は 3 0 人増となっております。評価シートにお戻りください。本事業に係る平成 2 5 年度の経費の内訳につきましては、郵便局に設置

している証明発行システム機械のリース料、専用ファックス電話回線使用料、郵便局の取り扱い手数料である事務受託手数料、その他コピー使用料等、個人情報保護、セキュリティーの確保の観点から必要最小限の設備で運用しており、事業全体のコストとしてはおおむね適正と考えております。郵便局では取得できる証明書に限られていることから、必要な書類が全てそろわない。代理人に交付できないなどの制限がありますが、両郵便局で一定の利用者数を維持しており、ワンストップサービス事業が定着してきたのではないかと考えております。

今後も、近隣にお住まいの皆様ほか、近くの職場にお勤めの方など多くの方に御利用いただけるよう、ワンストップサービス事業の周知を図りながら事業を継続してまいりたいと考えております。

伊藤實委員長 それでは、質疑を受けます。

松尾数則委員 非常に有意義で、利用者も結構おられるみたいですが、このワンストップというのは、どうも、何がワンストップなのか、ちょっと教えてもらいたいと思っています。

岡原市民課長 通常、ワンストップという言い方をする場合には、一つの窓口でいろいろな手続きができるという意味で、ワンストップを使うことが多いです。この郵便局のワンストップサービスが始まった当初は、国の機関としては最もその数の多い郵便局という機関で、郵便局を御利用の皆様が郵便局を使ったときに、市役所などで取る証明書なども一緒に取れば、利用者の利便が図られるのではないかと、こういったことでワンストップ事業と呼んで、事業が始まった経緯があります。

松尾数則委員 遠くでしたら、どんな書類をもらいに行ってもワンストップですよね、基本的に。ただ、これは郵便局でもらえるというのでメリットがあるかもしれませんが、名前を少しかえてもらったら。これがワンストップかと思うと、ちょっと釈然としないところがあるんですが、例えば、郵便局による証明書発行事業とか、何か別な名前のほうがありがたいなと思っています。

岡原市民課長 議員おっしゃることはもっともだと思います。かなり、誤解を招きかねないところもあるかなと思いますので、やはり、実態に即して、市民の皆様により御理解いただけるような呼称といいますか、そういったものも今後ちょっと考えていきたいと思っております。

吉永美子委員 定着してきたということで大変いいことですが、この課題に、広報活動を強化し、利用者数の増加を図る必要があるということですが、どのように広報活動を強化していかれますか。

岡原市民課長 まず、広報紙、広報「おのだ」の利用ですけれども、紙面の都合があるのでなかなかたびたびというわけにはいきませんが、このたびは7月15日号に紙面を取っていただいて掲載をしました。あとは、ホームページなどには載せておりますし、今後は、モニター広告。今、ロビーや市民病院の窓口にも置いてありますが、そのようなものも利用しながら周知していきたいと思っております。

吉永美子委員 利用者数、現実には、その近辺にお住まいの方々になりますよね。だから、市民全体というよりは、その地域に住まわれている方々に広報していくことが必要だと思うんですね。そういう意味では、その地区の回覧板に1枚入れていただくとか、郵便局本山、有帆をお願いをしてのぼりをつけてもらうとか、そういったことでの具体策はいかがですか。

岡原市民課長 利用者の地域が限られているということで、今までやったことがないんですけれども、地元の公民館などにポスターなり、貼らせていただくことも有効かなと思っております。あとは、回覧等の提案がありましたので、現実に実行できるかどうかなんですけれども、その周知の仕方というものをさらに研究したいと思います。

伊藤實委員長 松尾委員からあった名称ですね。これ、ワンストップと言ったって、ピンと来ないと思うし、これ、アウトソーシングと言うか、その部分を郵便局にお願いするわけですから、この名称というのは、やっぱり、ちょっと検討すべきじゃないかと思えます。それと、郵便局、支出で見ると、1軒当たりのコストが23万円ぐらいですよ。今、2カ所で46。まあ、22、3万ね。これは、郵便局が大きかろうが、小さかろうが、かわらないと思うんですが、逆に、通常来られる人は、住民票と印鑑証明、いろいろと証明書を取る中で、今は本山とか有帆とかちょっと遠いところという考えなんだけど、逆に、市の窓口の負担を軽減とか、それを外に出すという意味合いについて、要するに、厚狭郵便局とか大きな郵便局でしようとか、そのへんの検討というのはどのようにされていますか。

岡原市民課長 厚狭郵便局に関しましては、近くに総合事務所の市民窓口課があるということで、郵便局での取扱いというのは考えておりません。職員の事務量の軽減ということで外に出したらどうかという提案ですけれども、郵便局の証明につきましては、郵便局の窓口で、市役所の市の窓口と同じような証明システムがあるわけではなく、郵便局から市の市民課に申請書がファックスで届いて、まず、市民課で証明書の雛形といえますか、もとを出して、それを行政ファックスで送るという手法をとっておりますので、郵便局の数を広げて窓口を多くしても、実際の窓口の負担軽減というのには直接つながってこないということになります。

伊藤實委員長 はい、それはわかりました。だから、これは遠くの人と言うんだけど、今、厚狭郵便局と総合事務所が近いと言われるでしょ。でも、すごく郵便局の利用者は高齢者が多いんですよ。それで、近いと言われるのは車に乗っているから近いっていう感覚。郵便局でもそれがもらえるということになれば、この目的というか、市民サービスに当たるんじゃないかと思うわけ。だから、今、聞くと、原課の仕事量はかわらないんだけど、費用対効果もあるんだけど、そういうことを考えると、全部の郵便局です。今後は、セブンイレブンとかどんどん波及してくるんじゃないかなと思うんですよ。近いからという感覚、100メーターが近いってというのは、それぞれその人の事情によってかわると思うんですよ。そこまで行かなくても、郵便局に行ったついでに住民票がもらえれば一番いいわけですよ。だから、やはり、当事者の感覚を持つというのはすごく大事だと思うので、そういう部分についても、今後の方向性は計画どおりになっているんだけど、いろんな視点からもう一回再検討しながら、いろいろと費用対効果も含めて検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

岡原市民課長 郵便局での窓口をふやすことは今のところは考えてはいないんですけども、委員長から指摘があったように、まず、利用者の、市民の利便性、そういうものも考えながら、ほかの窓口での活用、コンビニ効果なども含めまして、全体的にまた検討を重ねていきたいと思えます。

伊藤實委員長 それと、もう一点。相続の際の手続で、すごく市民が困っている。代理人なり相続人が来る。いろいろ書類がややこしいじゃないですか。そのとき、いろんな窓口に行かなければいけないわけよね。そういうところこそ、ワンストップにして1カ所でできるとか、やっぱり、そ

ういうところを改革しないといけないし、相続人のお母さんの代わりに息子さんが来られるという場合も多いわけよね。そのときは代理人で、また、そのへんの印鑑がいるとかどうのこうのとなるんで、法的なことはあるんだろうけど、そういうところをもっともっと、それこそワンストップというか、改善するということが必要じゃないかと思うんですが、やっぱり行政の都合ではなくて、そういうようなことにならないような体制づくりも含めて考える必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

岡原市民課長 相続の手続ということになりますと、戸籍を何代もさかのぼらなければならないとか、取得の要件が法で決められているものですので、市民の皆様の利便性といいますか、そういうことを考えますと、もうちょっと柔軟に対応できないかというのは非常にわかるころではあるんですが、実際、担当している職員としては、法に基づいて運用しなければならないというところがありますので、その説明をできるだけ理解いただけるようにしていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 先ほどの答弁を聞いて少し思ったんですが、ワンストップの仕組みがファックス対応ですね。ということは、夜間とか、土日の対応はできないということですね。

岡原市民課長 これは、対応できる時間帯は市役所の窓口が開いているときだけということになります。

下瀬俊夫委員 市民が、やっぱり、求めている一つの側面として、土日なんかには手続をしたいという人もいるわけですよ。仕事の関係でなかなか平日行けないということで。よその自治体では、土日の対応なんかも、例えば、スーパーなんかに窓口を開いて対応しているというところもありますよね。今のファックス対応だけでは、行政が開いてないといけないことがあるので、そこらへんの研究なんかも今後必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

岡原市民課長 土日の対応ということで、コンビニ交付の検討のときも出てくる話ですけども、やはり、こういうものが導入されれば、土曜、日曜関係なく証明書をお取りいただけるということで便利になるのは間違いないんですが、やはり、お金を伴うものですし、十分な検討が必要ではないかと思えます。あとは、証明書の発行ということになりますと、土

日でもそういった環境を整えば発行は可能になってくるわけですが、登録手続、転出入などの実際の異動の手続となりますと、やはり、窓口が開いている時間ということに限られてきますので、そういったところも含めまして研究を重ねていきたいと思えます。

長谷川知司委員 ファックス対応と聞いて思ったのは、公民館や市の公共施設でこういうことはできないんですか。

岡原市民課長 公民館での活用というのはいないんですけれども、厚陽公民館は厚陽出張所と併設になっておりますので、同じ行政ファックスでつながっておりますけれども、公民館にこういったファックスでということは考えておりません。

長谷川知司委員 なぜ考えてないかなというのがちょっと疑問ですね。

岡原市民課長 果たして公民館という施設でこういった証明書の発行ができるのかどうか即答できませんので、また、改めて返事をさせていただきたいと思えますが。

伊藤實委員長 可能よね、物理的には。はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、事業の審査を終わり、次、総務費の2項からの110ページから167ページについての質疑を受けます。

長谷川知司委員 156、7ページで、市長選挙費のところですけど、13款委託料で、業務委託料とありますね。委託料の説明を見ますと、12ページですかね、山陽小野田市長選における厚狭東投票区の投票所の警備業務が4万6,000円。それから、津布田投票区の投票警備業務が6万9,000円。それで、市内の小中学校が7校分で8万8,900円。1カ所当たりの差があるんですが、これはどうしてですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 厚狭東投票所の警備委託は、投票所は厚狭高の南校舎になるんですが、選挙人が車で来る場合にグラウンドに入ってほしくないということで、警備員をつけて警備を実施しております。それから、津布田については、投票所の入り口がカーブで非常に危険である

ということで、交通誘導員をつけて実施しております。それから、ほかの投票所の警備については、シルバー人材センターに委託をして、通常、時間外、学校の警備委託をしているシルバー人材センターに日曜日も出ていただいて、鍵の開錠、施錠という業務をしていただいているので、単価的には差が出ておると思います。

伊藤實委員長 ほかに、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 ないようですので、この部分についての質疑を終わります。

それでは、職員の入替えをしますが、5分間ほど休憩して、労働費をします。

午前11時36分休憩

午前11時43分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開しますが、先ほど、国際交流協会の実態ということで報告があるそうですので、お願いします。

石本協働推進課長 先ほど、国際交流協会の未納の数ということで、質問がありました件について回答します。法人が9と、個人が9。合計18です。

伊藤實委員長 法人が9と、個人が9。これは、昨年度入っていないということですね。ずっと入っていないところはないんですか。

石本協働推進課長 昨年度もですし、ことしも入っていないところがありますので、先ほど申しましたように、精査して、実態に合わせて会員じゃない方については、対応をきちんとしていかないといけないと思っているところです。

川上市民生活部長 国際交流協会の会員は、任意団体ですので、何年も納めていなくても、うちのほうは名簿を残しているという実態もあると思うんです。そのへんを精査して、もう会員ではないという意思表示がされれば、会員から外すという形でいきたいと思います。

伊藤實委員長 今の件ですけど、要は、何で入らないかというのは、この団体というか、ここに何かあるんですよ、やはり。だから、つき合いで入るとかではなくて、本当にこの事業をもっと活性化しようとなれば、どんどん会員もふえるし、やはり、そういうところは行政がしっかりとチェックをして、もうそういうつき合いというか、そういう人は逆に切って、新規に募集するとかしないと、いけないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、今、国際交流についてはいいですか。それでは、引き続きまして労働費関係。何ページか。208から213ページまで質疑。

吉永美子委員 実績の20ページ。地域職業相談室利用状況というところがあります。この中で、求職相談件数は8,188件あったんだけど、紹介をしていただいた件数が3,411件。このギャップはどこから生まれておりますか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 この地域職業相談室は、ミニハローワークのような関係で、ハローワークの方が来られて職業相談あるいは仕事の紹介をされておられます。それで、紹介件数と相談件数のギャップですけど、自分が希望される仕事とのギャップがあつて相談者全体に紹介がいかんかったんじゃないかと思つております。

吉永美子委員 この求人検索システム利用者数がありますが、これ延べ人数だと思ふんですけど、パソコン5台置いてあつて、かなりの人数来られて、条件を入れて、検索して、それを印刷して、いわゆる、相談をされるわけでしょう。そうすると、その相談される内容については、本人の思ひと全くかけ離れたところでの相談にはなつてないと思ふんですよ。それに対して、紹介件数が少ないということは、自分に合ひそうだと思つて相談してもあなたはだめですということで、たしか、電話で一報、会社にして下さると思ふんですけど、もうこの時点で紹介は無理ですというところになつているという実態はあるんじゃないんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 詳細については私もちょっと把握不足ですけど、実際にパソコンで自分の希望する、あるいは、仕事をしてみたいところを探しておられる方と、実際に一番下の就職に至つたところまではいつてない方がおられますので、そのあたり、自分はこういう仕事をしたいたんと。しかし、それにマッチする事業所、あるいは、給料等

もあるんじゃないかと思いますが、そのあたりがマッチしなくて、全員就職に至ってない状況じゃないかと思っております。

吉永美子委員 就職件数が少ないのはわかるんですよ。そうじゃなくて、紹介件数と相談したのに紹介されたというのが半分もいかないというところは、ここはかなり問題があるのではないかと思ったので、あえて取り上げさせていただいたので、このへんについてはもっとはっきり答弁ができるように調査を今度していただくようお願いします。

下瀬俊夫委員 今のポリテクセンターですが、市外の者は利用できないんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 それはないと思います。市外の方でも利用されておると思います。例えば、美祢市の方なんかも宇部の職安まで行くのが遠いからこちらで検索なんかも、あるいは、調べられたりされているんじゃないかと思っております。

下瀬俊夫委員 実際にあったんですよ。市外だって言ったら断られたという話。それはないんですね。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 よく確認します。

下瀬俊夫委員 それと211ページですが、貸付金、これ、以前から言っています。勤労者緊急小口資金ですが、5万7,000円。この実績補填では新規貸付ゼロ件となっているんですが、この5万7,000円は何ですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 以前、小口資金を利用された方が残高が残っておられますので、その方お一人です。

伊藤實委員長 支出の5万7,000円。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 預託の5万7,000円ですね。これは、以前、小口資金を利用された方がおられますので、市として預託を出しているものです。一人分です。

下瀬俊夫委員 それで、毎回指摘をしているんですが、毎年、せっかく予算組んでいるのにほとんどゼロですよ。一つは、この制度を勤労者がよく

知らないというのと、もう一つは、これまでと違って、労働金庫しか窓口がないということで非常に制限があるんですよ。その改善はできないのか。以前は市中銀行でもできたんです。それが、突然、こういうふうになって、一気に減ってしまったという状況もあるので、ここらへんの改善について、せっかく予算措置しているんだから、毎回、ゼロ件で決算上げるといのはいかがなものかなと思うんですが、その改善の問題について、具体的に何か手を打たれましたか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 この件につきましては、以前も指摘がありました。私も労働金庫に行って実態を聞いておるんですけど、特に条件が厳しいからとか、あるいは、特に来店でこの小口資金なりの相談も受けてないということです。それと、労働金庫だけになったのは、たしか平成19年ぐらいだったと思うんですけど、それ以前はほかの金融機関も申し込みができておったと思うんですけど、それで、このあたりにつきましては、一応、県のほうにも、もっと間口、金融機関の申し込みができるようにしていただけないかというような申し入れはしております。それと、周知につきましても、広報とか、ホームページにも出しておるんですけど、それと併せまして、事業所の会合に出席したときには、この小口資金等のPRはさせていただいております。

長谷川知司委員 同じく211ページですが、緊急雇用創出業務委託料ということで、委託料の内訳を見ますと、チャレンジサポート人材育成事業ということになっております。2,000万円ということになってはいますが、その費用負担。要するに、全額補助なのか。それから、実績では15人となっておりますが、中身の説明と補助の割合を教えてください。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 この緊急雇用創出の委託料の2,000万ですけど、チャレンジサポート支援事業と申しまして、就職をされていない方に対して行う事業で、全額県の補助事業です。それと内容につきましては、就職されていない方15人に対しまして、宇部の専門学校に行つて就職支援、例えば、就職活動に当たつてのアドバイスとか、面接方法とか。それとインターンシップですか、職場体験を実際にされながら就職活動を支援していくということで、15人ほどこの事業が当たつてまして、実際には、一人の方がまだ未決定ということですけど、14人の方は就職を決定されております。その一人の方につきましても、依然、サポート中です。

伊藤實委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、労働費につきまして質疑を終わります。それでは、午前中の審査を終わり、午後1時から、今度は教育費から始めて、3款の民生費につきましては、9番の教育費が終わった後にするようにかえますのでよろしくお願いいたします。それでは、13時まで休憩です。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。10款の教育費の4項からの事業、46、47、48といきたいと思しますので、最初に46の事業から説明をお願いします。

和西社会教育課長 46番、放課後子ども教室事業について説明します。事務事業評価シート、119ページ、放課後子ども教室事業とは、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子供たちの活動拠点を確保し、放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援するものです。本市では、山陽地区の全ての小学校で実施しております。全5校で登録児童数は129人、延べ数ですが、1,650人の参加がありました。実施内容につきましては、校区それぞれの担当コーディネーターが子供たちの関心を引くように、また、放課後の活動が充実したものになるようにと苦心し、企画していただいております。また、子供たちを見守る安全管理委員には、87の方が登録されております。また、厚狭校区の教室では、厚狭高校生15人がボランティア参加しております。安全な事業の遂行に御協力をいただいております。開催曜日ですが、厚狭小学校では土曜日ですが、残りの4校につきましては水曜日でおおむね隔週での実施を行っております。補足資料として120ページからつけております。122ページには、実際に子供と地域の方々が触れ合っている様子を写真で紹介していただいております。事業の歳出内訳としましては、安全管理委員への謝金や夏休み特別教室の講師謝礼等を報償費とし、教室で使用する資材を需用費、子供やコーディネーター、厚狭高校生ボランティア等の保

険料を役務費として、それからコーディネーターへの委託料の支払い、それらを含めましてトータル214万5,058円を支出しております。この事業は補助事業で、事業費の3分の2が補助事業ということで補助金が入ってきます。残りの3分の1が市費となっております。毎年度、事業実施後に保護者や安全管理委員等からアンケートをとっておるところです。いろんな体験をさせてもらい、いい経験になっている、地域の皆さんと触れ合うことができ感謝していますといった意見をいただいております。それから、事務事業評価の妥当性、効率性、下段のところですが、妥当性につきましては、今、山口県が県を挙げて取り組んでおります地域共育ネット事業の柱事業でして、この事業を行う妥当性はあるかとは思いますが、また、効率性につきましては、この事業、始まってもう六、七年ぐらいたちますが、毎年度、歳出経費を精査し、毎年、その辺の見直しを行っておるところです。

伊藤實委員長 それでは、委員からの質疑を受けます。

杉本保喜委員 厚狭地区においては、厚狭の高校生が参加したっていうのは、ことしが初めてですか。毎年、これはやっているんですか。

和西社会教育課長 昨年度から始まった取り組みです。

杉本保喜委員 非常に画期的なことだと思います。よそのほうも中学生、高学年あたりも参加するともっといい形になるんじゃないかと思いますが、厚狭高校はいわゆるクラブ活動として、例えば、ボランティア部とか、そういうシステムをつくっておるんですか。

和西社会教育課長 実際のところ、学校のほうで年間参加することで単位として認定されるという取り組みです。

吉永美子委員 ここの課題のところは安全管理委員として実際に参加してもらうようにする必要があるということですが、安全管理委員については、どのように募集されて、どういった年代の方々がなっておられるんでしょうか。

和西社会教育課長 今のところは、出合校区等でしたら婦人会が会を挙げて参加していただいておりますが、ほかの校区等につきましては任意で、手を挙げて参加していただいている方がほとんどです。また、募集

につきましては、その方々の口コミによるところが一番大きくて、実際のところ、毎年のように口コミで広がっていったというのが実情です。

吉永美子委員 あと、年代。

和西社会教育課長 参加される方につきましては、ほとんどが60歳以上の方ですが、厚狭校区におきましては、PTAの方が二、三名程度入られて、実際自分のお子さんと一緒に活動されているという実例があります。

吉永美子委員 厚狭校区については土曜日にされているということで、親が仕事が休みということの中で登録ができるのではないかと推測されるんですけど、よそは全て水曜日で、基本的には土日に休みの会社員が多い中で、土曜日実施というところの考え方はないんですか。なぜ水曜日になっているかという点です。

和西社会教育課長 厚狭校区につきましては、3年前までは水曜日に実施しておったんですが、体育館の耐震工事がある関係で、その年、土曜日に移しました。土曜日に移したところ、参加される安全管理委員、皆さんが、このまま土曜日で、耐震工事終わった後も土曜日でやりたいという希望がありましたので、引き続き土曜日でやっておるところです。その他の校区が水曜日に実施していることにつきましては、実際児童クラブとの連携ということ等がありますので、あと、学校施設が使えるということもありますので、水曜日のまま今、実施しておるところです。

杉本保喜委員 厚狭の参加者が、24年度は221人、25年度が300人まで上がっているわけですね。これは、今言われたように、土曜日に変えたってところが効果としてあらわれているのではないかと思われるんですけど、どうですか。

和西社会教育課長 実際、厚狭小学校につきましては、水曜日に実施しておったときは80人近くの登録がございましたが、土曜日に変えたところ、今20名前後ってということで減っておるところです。人数がふえたのは埴生校区で、埴生小学校が毎年のようにふえてきておまして、3年前は30名程度だったんですが、ことし50名の参加者があるということで、そのあたりが大きいのかなと思っております。

河野朋子委員 児童クラブとのすみ分けといたしますか、関係をちょっとお尋ねします。児童クラブに所属している子供たちが、この放課後子ども教室にどのようにかかわっているのか。これは全児童対象ですよ、放課後のほうは。児童クラブは3年生以下ですよ。この関係はどういうふうになっているかをお尋ねします。

和西社会教育課長 児童クラブは3年生までですが、この事業は6年生までです。それで、実際3年生まで児童クラブに通っていたお子さんが、隔週水曜日なのでこの日に限っては、集団下校なんです、児童クラブに行かずにそのまま教室に参加する。教室が終わった後は、そのまま安全管理委員なり職員が児童クラブまで送っていくという形で参加については連携をとっておるところです。

河野朋子委員 そうなりますと、山陽地区では全学年が放課後に一堂に会して遊ぶというか、そういった機会が月に何回か保証されているっていう感じですけど、小野田地区の現状、放課後の子供たちの児童クラブとのほかの、そのあたりの実態はどうなっていますか。

和西社会教育課長 小野田地区には児童館という子供公民館的な施設があります。そこが今、午後から児童クラブになっておるところで、そのような放課後の子供たちがなかなか参加しづらい感があるというのは聞いておるところです。そこで、実際、昨年、児童館で子供教室的なことをやった子供が何人いるかという調査を子ども福祉課がやったところ、実際延べで8,000人程度参加しておるようで、平日の午後の児童クラブとしての場所としてのイメージが強いんですが、実際のところ数多くの子供たちが放課後なり土曜日なりに児童館に行って活動しているという実態が数字では表れております。

岩本信子委員 いつも思うんですけど、児童館のない山陽地区の全ての小学校で実施しているという、このところにいつもひっかかるんですけど、放課後子どもプラン事業と児童館の事業というのは、重なるところはあるんですけど、全然違う部分もあると思うんです。それで、いつもこういうふうにして言われて、山陽地区は放課後子どもプランで全部児童館と同じような役目ができるのかといたら多分できてないと思うし、月2回、隔週で、夏休みはなしですよ。放課後子ども事業だから、放課後が夏休みにはないからそれはないのは当然なんでしょうけど、児童館とも全然働きが違うんですよ。その点はどう捉えるんですか。

和西社会教育課長 実際、児童館は毎日やっておりますし、山陽側の子ども教室は月2回ということで、確かに回数と、それからハード面見ますと、小野田と山陽の間での均衡がとれておらないという現実はあるかと思えます。国のほうが、ことしの7月31日に、この放課後子どもプランというのを改めて放課後子ども総合プランというのを策定しております。その中で、児童クラブの子供たちが同じように、ただ保育じゃなくて、その子供たちにしっかりとした教育もするようにと、一体的に整備していくようにという国の指針が示されているところです。実際、これをどのように運用していくか、空き教室等の問題もありますので、その辺を注視しながら取り組んでいく必要があるかとは思っています。

松尾数則委員 いろいろ活動の話は聞いておるわけですが、ただ、これの活動内容、コーディネーターの資質によるものが大きいという話を聞いているんですが、コーディネーター同士のいろんな話し合いとか、そういう会合なんかお持ちになっているんですか。

和西社会教育課長 子ども教室のコーディネーターにつきましては、年に数回、集まる機会がありますので意見交換等をして、お互い情報交換をして教室の質を高めるような場は設けております。

杉本保喜委員 課題として上げている中に、中学校校区での取り組みも視野に入れる必要があるとうたっていますよね。これは、具体的に何かプランを今、構想中ですか。どのあたりが具体化されそうか、ちょっと教えてください。

和西社会教育課長 地域共育ネットというのがありまして、国が補助事業化しておる学校・家庭・地域の連携促進事業を山口県では地域協育ネット、キョウの字が協力の協ですが、と呼んで、中学校区での取り組みを今、進めておるところです。その中の事業が3つあるんですが、学校支援地域本部事業、それから、この放課後子ども教室事業、家庭教育支援、この3つがあります。ですから、地域共育ネットという中学校区で取り組みなさいよという事業の中の一つでありますので、この放課後子ども教室事業も中学校区での取り組みというのは視野を入れなければいけないということがあります。実際のところ、どのように進めていけるかどうか、毎年苦慮しておるところですが、学校支援本部事業のほうの集まり、中学校区での集まり等ありますので、そこでのPR等をしていく必要が

あるのかなと思っておるところです。

岩本信子委員 もう一つ、内容ですけれど、内容が多分、先ほど言われましたコーディネーターの話が出てるんですけど、マンネリ化するとか、例えばもっともっと幅を広げていくとかいう考え方っていうのはないですか。でない、多分子供は飽きてしまうんじゃないかなと思ったりするんですけど、その点はどうお考えですか。

和西社会教育課長 マンネリ化につきましては、コーディネーターが一番苦心されておるところでして、例えば、1年生で参加されたお子さんが翌年、去年もこれやったっていう声を聞くのが一番コーディネーターも心苦しいところがあるので、その辺はとても苦心しておるところです。実際のところ、今、社会教育課から、ぜひ公民館の方々を活用してくださいという働きかけをしておるところです。公民館のクラブで学んでらっしゃる方々をぜひこの子ども教室の先生に招いていただけませんか、そのあたりの社会教育課としての共育ネットとしての取り組みをお伝えしたところ、その辺で具体化されている校区もあるということで、マンネリ化につきましては、コーディネーターの意向も受けつつも解消に努めていくとされておるようです。

岩本信子委員 マンネリ化って言いましたけど、放課後子ども教室っていうそのものの捉え方ですけれど、大人が準備して、そして子供を遊ばせるっていう体系をとるんですか。じゃなくて、普通子供たちがある程度自主的に、例えば、いろんな場所を与えて、そこで子供たちがいろいろ考えて自主的に遊んでいくっていう、そのようなことは放課後児童子どもプランっていう事業には当てはまらないんですか。

和西社会教育課長 そのあたりもコーディネーターが一番苦労されているところで、企画されたものをパッケージでぱっと2時間なり与えるだけではなくて、やはり子供の自主性の中で子供たちが縦のつながりで遊んだりする場も必要だと皆さん感じていらっしやいまして、例えば、パッケージものを2時間のうち1時間やって、あとは自由遊びで遊んだらどうでしょうっていうこと、そういうような企画をされているコーディネーターがほとんどです。2時間をパッケージで、ここに書いてあるのはいかにも2時間やっているような感じですが、これを全てやっているわけじゃなくて、2時半から始まったら3時半まではこのような取り組みをしたい、あと1時間は遊びましようとか、そういうふうに工夫はされてい

るところです。

岩本信子委員 子ども総合プランっていうところで、学習も支援するようになると。そうすると、例えば、放課後子どもプラン事業で、子供たちに学習をさせていくということも出てくるんですか。

和西社会教育課長 7月にこれが出たとき、理念としては一体的に保育と学習をやっていきなさい、放課後の子供たちに対して行っていきなさいっていうのは書いてあるんですが、実際、これをどのように運用していったらいいのかっていうのは、まだ市長部局との連携も必要になってきますので、ちょっとここでは具体的にはなかなかお答えできないという状況です。実際、県も苦勞しておるので、再来週ですか、県で放課後子ども総合プランについて関係者を集めて説明会が催されるということで、実際そこで詳しいところが明らかになるのかなと思っております。

伊藤實委員長 さっきの質疑の中で思ったんですが、厚狭小学校は体育館の改修工事で水曜日が土曜日になったと。杉本委員の質疑の中で、それでふえたのかっていうことで聞いたら、逆に減っているわけでしょう。しかし、土曜日を水曜日に戻さない理由は、安全管理委員と相談した結果、その日にしよう。でも、実際数字が減っているんだったら、そういう議論ってどうなってるんですか。減っているわけでしょう。要は安全管理委員の日程の都合じゃいけないと思うんですよ。半分以下に減っているということは、戻すべきじゃないですか。

和西社会教育課長 実際、耐震工事が終わった後に、再び水曜日にするかどうかについては、かなり内部で話をしました。安全管理委員、コーディネーターとお話をしたところです。なぜ土曜日のままにしたかといいますと、80人の登録があり、厚狭小学校の体育館いっぱい80人の子供がいる状況で、なかなか目が届かないっていうところがあります。それから、なかなか落ち着いて教室を運営できる状況ではなかったということがありまして、安全管理委員の希望としては、落ち着いて子供たちと触れ合いたいという思いがあったようで、安全管理委員の意向を受けて土曜日にしたというところがあります。

伊藤實委員長 いいです。それを言い出すと、ちょっと事は大きくなるんだけど、多くなればなったでどう対応するか、週2回にするとか、やはりいろんなことを考えないといけないわけです。参加人数を減らそうという

理由が体育館がいっぱいって、僕も厚狭小学校出身なんで大概の状況はわかるけど、それは理屈にはならんと思う。今回決算なんで、今度予算のときには、それをどのように改善するか、対策するかを期待しております。それでは、今の事業について終わります。続きまして、47番の学校支援地域本部事業についてお願いします。

和西社会教育課長 123ページです。学校支援地域本部事業について説明します。配置されたコーディネーターが学校のニーズを把握し、地域の人材バンクからボランティアを派遣する制度です。24年度から全ての小中学校で実施をしておるところです。地域の方が学校支援活動に参加することで、先生方が子供と向き合える時間がふえたり、支援者の多様な価値観に触れたりすることにより、教育活動のさらなる充実が図られることはもちろん、地域の方のみずからの学習成果を生かす場としても活用されることが生涯学習や自己実現、生きがいづくりに資することになります。また、支援活動を通じて支援者同士のつながりが強くなり、その結果、連帯感の醸成、地域コミュニティーの活性化も期待できるるところです。現在、行っております学校支援活動は、学習支援、部活指導、登下校見守り、環境整備活動などで、これらは学校のニーズに応じた支援活動です。最近では、中学生が地域の行事に参加するといった学校が地域活動を支援する流れも生まれつつあります。また、地域の方が中学校の文化祭に参加するといった活動を行っている学校もあります。地域に出ていくことで活躍の場や褒められる場がふえ、自己有用感が上がるなど各種効果が期待されておるところです。活動指標のボランティア登録数ですが、昨年比べてふえておるところです。これは学校支援事業が周知され、その効果などが理解されてきた面とコーディネーターやボランティアといった支援者間の口コミによる部分が大きいと思われます。124ページから資料をつけています。124、125は、実際にその様子がわかる写真、また、126ページは、学校ごとの活動状況をまとめています。課題としては、県が中学校単位で取り組みを進めております地域共育ネットの柱となる事業で、今後もこの地域間の取り組みの温度差を埋めるべく、市教委でサポートしてまいりたいと思っております。具体的には、研修会を今年3回実施し、活動を推進されている学校の事例、先進例を学ぶ場、情報交換を学ぶ場を設けておるところです。また、各校の地域教育協議会あるいは中学校区で行われている地域教育協議会に積極的に参加し、協議や助言を行っております。その際に、他の先進例をお伝えするなど情報提供も行っております。また、実務担当者、学校の担当者、それからコーディネーターへの助言、支援等を

行っているところです。妥当性につきましては、先ほどもお話ししましたが地域共育ネットの柱事業でもありますので、妥当であるかとは思いません。効率性につきましては、この事業も始まり、補助事業化されて既に4年目になります。経費については精査を行い、かかる経費については精査を行って算出しておるところです。

伊藤實委員長 それでは、質疑に入ります。

吉永美子委員 コーディネーターの人数についてお聞きします。たしか学校支援地域本部は、ボランティアは全くの無償ですが、コーディネーターには幾らかお支払いされていると認識しています。126ページの表を見ますと、コーディネーターの人数についてばらつきがあるように感じます。有帆小学校は、ボランティアが48名だけど2人おられる。しかしながら、小野田小学校は90名おられるのに1人しかおられない。須恵小学校も86名おられるのに1人しかおられない。そして、厚陽小中学校は123名おられて1人しかおられないという、こういったところでばらつきがあるように思うんですが、この点については、コーディネーターの人数についてのお考えをお聞きします。

和西社会教育課長 トータルでは今、22名となっております。実際2名配置されている支援本部のほうが少ない状況にありまして、コーディネーターの負担感が増すようなことがありましたら、1名ではなく2名でも構いませんと教育委員会からはお伝えしているところです。実際に2名にしたほうがいいんじゃないのかというところもあるかとは思いますが、そのあたりは地域本部の自主性にお任せしておるところです。

吉永美子委員 ということは、コーディネーターの人数については、費用はかかるんですけど、市としては制限なく、大丈夫ですよということで、ふやして構いませんという中でふえていないということでしょうか。

和西社会教育課長 お見込みのとおりです。

伊藤實委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 ないようですので、次にいきます。次、48番の芸術文化をは

ぐくむ事業についてお願いします。

河口文化会館長 48番の文化振興推進事業、市催文化事業について説明します。127ページから136ページまでの10事業あります。まず、おんがくであそぼうです。おんがくであそぼうは、乳幼児、保護者のスキンシップを音楽を通して行い、また、アロマテラピーによるマッサージを行い、親子のスキンシップも図れるものとしております。この評価としては、小さいころから音楽に親しみ、芸術文化をはぐくむ第一歩として有効なものであり、親子関係の始まりとして必要なものということも含めながら有効であると考えております。今後につきましては、この事業も継続していきたいと考えております。また、乳幼児とその保護者が対象者であるために、毎年、対象者がかぶるということはやむを得ない話ではありますが、該当する年代の親子が幅広く来場していただけるように周知をしていかなければならないと考えております。続いて、128ページです。ファミリーコンサート、ティータイムコンサートについて説明します。ファミリーコンサート、ティータイムコンサートにつきましては、2カ月に1日の主催日の午前と午後で行っております。午前の部は、ゼロ歳児からのファミリーコンサートとしており、一般のコンサート会場では、乳幼児の入場が制限されておるものも多くあります。このミニコンサートでは、ゼロ歳児からでも参加でき、音楽を親しむことができますし、また、楽器に触れることもできる内容としております。

午後の部は、休日、昼下がりのティータイムコンサートとして、お茶をしながらコンサートを聞き、楽器に触れていただくこともできるコンサートになっております。評価としては、小さい子供から大人までが音楽を優雅な気持ちを持って聞き入ることができ、芸術文化の環境をはぐくむことのできる内容であり、有効であると考えております。今後につきましても、この事業も継続していきたいと考えております。また、幅広い年齢層を対象としております。リピーターを大切にしながら来場者をふやしていきたいと考えております。続きまして、129ページです。アラ還フェスティバルについて説明します。60歳前後の方を中心としたバンドコンサートを年2回、開催しております。1回目が小ホール、2回目が大ホールで行っておるところです。評価としては、60歳前後の方々が現在やっている音楽活動の発表の場であり、環境をつくることのできております。市民からも人気のあるイベントでありまして、有効であると考えております。今後につきましては、この事業を継続していきたいながら、高齢者が幅広い年齢層の方に対して行っており、リピーターを大切にしながら来場者をふやしていきたいと考えております。次に、

130ページです。公共ホール音楽活性化支援事業で、平成23年度につきましては、公共ホール音楽活性化事業として、24年度、25年度につきましては、公共ホール音楽活性化支援事業として3年間の事業を行ってきました。25年度がその最終年度でありました。この事業は、アーティストによる4回のアウトリーチ、1回のホールでのコンサートという内容になっております。アウトリーチは、25年度につきましては、みつば園、高泊小学校、高千帆小学校、2回行ってしております。評価としては、アウトリーチで事業所や学校を訪問することで生の芸術文化に接することができ、また、ホールでのコンサートの実施を通して芸術文化をはぐくむ環境づくりができ、有効であると考えております。今後につきましては、今年度で一応この事業は終わりですが、このようなアウトリーチをすることで、文化会館だけでなく事業所や学校においても出前的に芸術文化の環境をつくっていくことは必要であり、継続していきたいと考えております。25年度につきましては、お姫様コンサートとして、琴デュオを実施しましたが、実際はホールのコンサートの入場者数が多くとはいえない状況でした。そういうことは認識しております。他の事業と同様ですが、来場者をふやす周知をしていかなければならないと考えております。続きまして、131ページ、子ども文化ふれあい事業で、子供たちに本物の芸術文化に触れてもらうために行っている事業です。昼の部が市内全小学校6年生を対象としたものです。夜の部は、このせっかくの折ですので、これを機会として一般の方を対象とした講演を行っております。評価としては、子供たちに本物の芸術文化に触れる機会づくり、環境づくりができていると考えております。また、市民の方にも鑑賞機会をつくることができていると考えております。子供たちに本物の芸術文化に触れる機会をつくる事業として、今後も継続していきたいと考えております。続きまして、132ページで、ピアノマラソン大会、これは市民参加型事業です。文化会館の開館以来、継続している事業で、25年度で19回目、今年度で20回目の大会です。日ごろ、ひけないスタインウェイをステージに置きながら、個人の5分間のピアノコンサートというところで行っているところです。参加申し込みにつきましても、年々ふえているのが現状であり、現在は3日間開催しております。評価としては、市内外からの参加者と常時観覧者が100名から200名ぐらいあります。多くの方に文化会館を利用させていただいており、芸術文化の環境づくりに有効であると考えております。ピアノマラソン大会に出場するために参加者が一生懸命練習をされて出てきていただいているということを聞いております。そして、この大会に出場された方から有名なピアニストが出てくることも期待しておると

ころです。今後も芸術文化の環境づくりのために本事業を継続していきたいと考えておるところです。続きまして、133ページです。少年少女合唱祭です。この事業も市民参加型事業です。2006年の国民文化祭の少年少女合唱祭の成果を引き継ぐものとして実施をしております。評価としては、地元山陽小野田少年少女合唱団を初め、山口県内の少年少女合唱団の日ごろの練習の成果を発表する場としており、また、交流会の開催も行っております。合唱団同士の振興、地域音楽文化の振興を寄与していると考えております。県内での少年少女のレベルでの合唱祭というのはないということを聞いております。このような地域の少年少女の合唱団のイベントを実施することで、地域音楽文化の振興が必要であり、今後も本事業を継続していきたいと考えておるところであります。続きまして、134ページです。山口県交響楽団演奏会です。山口県交響楽団は、文化会館を年2回、練習に利用されております。市民に生の音楽に触れてもらう機会をふやすため、平成25年度から年1回のコンサートを市主催で行うこととしました。評価としては、交響楽団の演奏を生で身近に感じる機会をふやすことで、芸術文化をはぐくむ環境づくりに効果があると考えております。生の楽団に触れるために本事業を継続していきたいと考えております。続きまして、135ページです。宝くじ文化講演です。宝くじ文化講演は、地方自治センターがかかわってくれる事業で、県内2カ所での実施が必要であるものもあります。25年度につきましては、下松市と行いました。26年度につきましては、申請を出したんですが、採択されませんでした。評価としては、本物の芸術文化が安価に実施することができ、生の芸術文化の鑑賞できることは芸術文化をはぐくむ環境づくりに寄与するものと考えております。今後は、宝くじ文化講演事業の実施できるようにしていきたいと考えております。最後に136ページで、サーカスコンサート2013です。芸術文化をはぐくむ環境をつくるために一流アーティストの講演を行うものです。評価としては、生の芸術文化を鑑賞でき、芸術文化をはぐくむ環境づくりに寄与しているものと考えております。今後につきましても、アーティストを迎えたコンサートを実施し、生の芸術文化を鑑賞できる環境づくりをしていきたいと考えております。以上です。

伊藤實委員長　それでは、執行部の説明が終わりました。連続して説明がありましたが、一つ一ついこうと思います。

河野朋子委員　全体を通してですが、これは文化を市民に親しんでいただくという環境をつくっていくということが全てに通じての目的だと思います。

けど、どれを見ても参加の人数が目標に達していたり、達してなかったりとかいろいろありますが、いずれも4年間、ずっと目標の人数を同じ人数に設定してある理由はどのような理由でしょうか。

河口文化会館長 この目標人数ですが、文化ホールでありましたら700人ちょっとで満席というのがありますので、いつもそれを目標とするのが本来だと思いますが、基本的には、そこの事業について多くの方が来ていただきたい、その約6割なり7割なり制限する中で設定をしているところです。本来なら満席というのが本来の姿だとは思っておりますが、一応これだけの努力をしていくということで少しずつ上がっていった中で、上がったり下がったりしている中でありますので、同じ目標数としております。

河野朋子委員 今の説明、全く説得力がないし、ちょっと理解できません。というのが、目標の達成率が100を超えている年度があっても、また、その次の年にはまたもとの数字というか、それよりも低い数値を設定しているわけでしょう。それ、どういう意味ですか。

河口文化会館長 例えば、「おんがくであそぼう」は12回開催しておりますし、1回の人数を40人と設定しています。基本的にキャパといいますか、そういうものが40人ぐらいで適切だろうということで、1回40人で設定しております。それから、例えば「アラ還フェスティバル」につきましては、23年度、24年度下がっておりますが、これにつきましては回数が変わっておりますので、小ホール、小ホール、大ホールという形で23年までは行っておりましたが、募集の関係で回数を1回減らしたということで、目標人数を下げております。等々ありまして、基本的には目標を達成したいというのはありますが、それぞれの状況により変化しているということです。

伊藤實委員長 目標を達するのではなくて、目標設定がおかしいんじゃないかということよ。

河野朋子委員 目標の設定が、23年度から26年度まで全て同じ人数が設定してあって、それぞれの項目によって人数が違うのはわかるんですけど、なぜ同じ人数をずっと目標設定にしているのかというのが、その年その年で目標達成できた年もあるのに、また、もとの目標の数に戻っているというのが、何のためにこの目標設定があるのか、意味がわからないの

でお聞きしています。

大田成長戦略室長 芸術文化を振興させていくためにも、会場とか開催回数に変更がない場合は、クリアした目標を上げて、翌年度からそうやっていくように改めたいと思います。

杉本保喜委員 目標人数にこだわるわけではないんですけど、134ページの山口県交響楽団演奏会、これが25年度は485人、次の年の26年度は目標値が350人になってるんですよ。この辺はどういう理由があるのか、ちょっと教えてください。

河口文化会館長 これもちょっと理由があります。25年度に実施するときには、震災バイオリンをお願いしたところ、多くの方が来られる情報がありましたので、目標を高く持ちました。基本的には、震災バイオリンというような全国的に発信できるものがあって、高く持ちましたが、今年度につきましてはそれが無いということで、下げているのが現状であります。

岩本信子委員 先ほどから人数設定とかにいろいろこだわってるんですが、それは成果として大事なものでしょうけど、有効性というところですけど、結局、こういう音楽を聞いた人のこの事業に対する市民の評価ですよ。例えば、全部アンケートとかとられてるんでしょうか、終わったときに。そして、いろいろ集計して、次のときに生かすとかいろいろされているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

河口文化会館長 基本的にはアンケートを集約するようにしております。中にはとってないものもありますが、基本的にはとるとというのが現在やっているところです。それをもとにしまして、翌年度改善できるところがあればしていきたいと。満足度を調べたいというのが一番の狙いです。

岩本信子委員 今これを見せられて説明いただいただけでは、本当に市民が納得できているのか、有効性があるのか、芸術に触れて本当に豊かになったのかっていうのが、全然今の説明ではわからないんですよ。例えば、アンケートを出されたら、それなりの評価とか書いてあると思います。満足度も書いてあると思いますので、ぜひそういう資料もつけていただけたらと思います。

河口文化会館長 私も同じ気持ちでありましたので、来年の話をして申しわけないんですが、来年の27年度の事業につきましては、ここに満足度というのを入れてアンケート調査を行うということでやっておりますので、上げていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 133ページ、少年少女合唱祭ですが、これ、参加者なのか入場者なのかわからないんですが、どちらですか。

河口文化会館長 これは、参加者も入場者も含めた数字です。

下瀬俊夫委員 合唱祭だから、当然、団体何件、参加者何件というのが普通じゃないかと思うんですよね。だから、これ年々ふえているんであったら、やっぱりそこら辺が評価の対象になるんじゃないんですか。

河口文化会館長 基本的には、入場者は220人です。というのが、これ、チケット販売をしておりますので。少年少女ですので、団体で参加をしていただいております。それも参加者としてカウントしておりますので。

下瀬俊夫委員 合唱祭というのは、いわゆるそれぞれのグループがいろいろ参加して競うわけでしょ。だから、何団体参加したかというのは必要ではないですか。

河口文化会館長 5団体参加です。

下瀬俊夫委員 それは、いつですか。

河口文化会館長 25年度です。

下瀬俊夫委員 それで、平成23年以降を見ると、23年が951人、24年が795人、25年が526人に減っているわけですね。これは、入場者が二百何人だったら、団体がずっと減ってきているってことですか。

船林文化会館副館長 参加団体につきましては、その年によっていろんな団体に声をおかけして、出ていただけたところもありますし、ことしは無理だということもあったりしまして、いろいろな団体、毎年同じ団体というわけではなく違ってきております。多いときというのは、たしか何

年だったかはちょっと記憶が定かではないんですが、厚狭小学校の4年生と高千帆小学校の4年生が同時に参加していただいたという年がありましたので、そのときには大変多い人数の参加者ということになっております。そういう関係で、年によってかなりの上下があると理解いただければ幸いです。

杉本保喜委員 この少年少女合唱祭、これのやり方はやはり団体で盛り上がるというものだろうと思うんですよ。今、下瀬委員言われたように、年々この人数が減るということは、団体も減っているということが推測できるんですよ。なおかつ、それだけでは済まない。つまり、少年少女がこの音楽祭に趣を置いてくれているのかということも、ちょっと懸念されると思うんですよ。確かに、小学校、子供たちの児童数が減っているかもしれないけれども、そこに、いやいや、毎年ここでやるんだから、ここを中心に稽古していこうとかいうようなのが、どこの団体もそうなんですよ。スポーツにしてもそう。つまり、そこが一つのこの冠を持った大きな行事として持っていくためには、その辺の盛り上がりはやっぱり仕組んでいかなければいけないと思うんですよ。だから、そう思ったときには、これはかなりよいでは済まされないんじゃないかと。逆にね。やはり、何が原因かと。確かに、ほかの音楽祭があって、そっちに行かなきゃいけないというような、もしそこに事例があって団体が減ったんだというのであれば、そことうちとの開催する日にちを検討するとかいうものも生まれてくると思うんですよ。だから、26年度600人、そして目標は書いてないですけど、この辺のところも合わせて、27年度はもっと子供たちが気持ちよく参加できるような、日にちを決め直すとかいうところにも踏み込んでいただきたいと思います。いかがですか。

河口文化会館長 できるだけ多くの方に参加していただくように努力してまいります。

下瀬俊夫委員 だから、県下でほかにないんでしょ、この少年少女合唱祭というのは。それで、一番下のほうに入場者をふやすとか周知徹底を工夫するとか書いてあるんですよ。それだけじゃないと思うんです。だから、例えば、この合唱祭をどういうふうに位置づけるのか。年々減ってきているのは、やっぱりそこら辺が不徹底だからじゃないかなという気がするんですね。だから、ネーミングも含めて、やっぱり山口県で開く一番大きな合唱祭だみたいな、何かそういう位置づけがあるんじゃないです

か。ちょっとそこら辺の構えとか姿勢がいかがなものだろうかと思うんですが、いかがですか。

河口文化会館長 今おっしゃられるとおり、本当に県に今こういう合唱祭はないということもお聞きしておりますので、ぜひ山口県の少年少女が集まれるような合唱祭になるように努力してまいります。

吉永美子委員 事務事業の評価の仕方でも質問させていただきます。131ページの子ども文化ふれあい事業ですが、このことについては、下の妥当性、効率性、有効性、このことが、134ページの山口県交響楽団演奏会、これと全く同じようになっています。いわゆる書き方、全く一緒ですけど、これは子ども文化ふれあい事業ということで、子供たちにまさに本物の文化芸術に触れる機会を一回でも多く与えようという思いで始めていただいたはずです。それが子ども文化ふれあい事業とするならば、対象も違う。そして一般市民ではありません。子供たちに昼間に見せて、そしてまた、子供たちも一緒になって、例えば太鼓を叩いたり、このときは違いますが、そういうことをさせる。代表の子しかできておりませんが、そういった形で、夜と昼では全く公演の内容も違うわけじゃないですか。それを一緒にしてしまっているんですかね。夜の開催はあっても、昼と同じものをしていくわけじゃないと思います。ですので、これは子ども文化ふれあい事業としての事業評価をすべきであって、参加人数も夜も一緒くたになっているという事業評価は違うと思いますが、いかがですか。

河口文化会館長 次回は、そのような形にしていこうと思っております。あと、評価ですが、これもちょっと工夫をしていきたいと思っております。

吉永美子委員 評価の仕方を考えるじゃなくて、この子ども文化ふれあい事業というところで、夜の部はのけると。昼の部について授業評価シートをつくるということでお願いしたいのですが、いかがですか。

河口文化会館長 そのようにしていきます。また、感想文もいただいておりますので、それを読みながら対応していきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 132ページ、ピアノマラソンですが、これも参加者なのか入場者なのかよくわからんのですよ。これはピアノマラソンだから、当然参加者の数が中心になっていくと思うんですが、そこら辺はいかがです

か。

河口文化会館長 469人、参加者数です。入場者ではありません。

岩本信子委員 財源のところではいろいろ聞きたいと思うんですけど、一番最後のこのサーカスのコンサート、これは本当、この町でなかなかいいのやったなと思ってるんですけど、75.28%という人数がちょっと残念な気はしたんですけど、この予算と見ると、歳入のところですね。雑入が、結局あんまり券が売れてなかったということで、あと一般財源で出しているわけですよ。こういうふうにして、130ページもちょっと似たようなもので、そこで予算が少なくても一般財源でかなり補填している。一般財源が少ないところもあるんですけど、雑入が多いところはですね。でも、そういう形にされているんですけど、これは、どういいましようか、オーケーなんですかっていう言い方はおかしいんですけど、まあ、オーケーだからこうされているんでしょうけど、一般財源で補填していくという余裕があるんですか。

河口文化会館長 このサーカスコンサート事業につきましては、一応、今までの関連で、一般財源300万円という枠内で事業をしていくということで考えておまして、その中で、当然黒字というか、予定していたよりもよく売れたときもありますし、逆にちょっと売れなかったっていうのもありますので、その範囲内で調整をしてやっているというのが現状です。

下瀬俊夫委員 これまで券の販売等は、文化協会ですか、文化振興協会か、いずれにせよ団体があって、それがかなり販売をしてましたよね。これをやめて、基本的に出先とかプレイガイド中心となっていますよね。ここら辺、ずっと下の課題の中で、いわゆる入場者増、広報の周知徹底というのをほとんど上げてるんですよ。これについて、今のやり方では限界があるんじゃないかと私は思っているんですけど、やっぱりイベントをする場合には、それなりの仕組みをつくらないとなかなか集まってこない。特に、文化会館は満席で700ですから、やっぱり700ぐらい集めないとおかしいと思ってるんですよ。これが、なかなか集まらないという現実ですよ。やっぱり今の販売方法、広報活動の限界があるように思うんですけど、そこら辺はいかがですかね。

河口文化会館長 現在は、プレイガイドにつきましては、宇部等にも広げなが

らやっちはおりますが、このプレイガイドの方法もちょっと考えていかなければいけないと思います。それで、周知活動につきましても、今までは広報、新聞、それからホームページ等ありまして、今フェイスブックも当然ありますので、これを活用しながら、そういう周知は可能だというふうに思っております。先ほど言われましたように、プレイガイドについては、どういう活動の仕方があるか、範囲を広げていく方法があるかということも含めて、検討をしていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 私もこの宝くじの川井郁子さんに行って大変感激したわけですよ。文化会館は大変よく響くホールだということ、これは、やっぱり山陽小野田市の売りにすべきだと思ってるんですね。この文化ホールはいいんだっていうファンだっているわけですよ。大体このようなホールを持っていると、いろんなイベントをする場合、いわゆる会員制で基本的な数をつくりながら販売をするような仕組みがどこでもあるんじゃないかなと思うんですね。そういうのを結局なくしてしまったでしょ、文化会館。やっぱりそういう点で、市民の力をもっと引き出しながら、こういうイベントを成功させていくっていう仕組みがあるんじゃないかなと思ってるんですが、言っていること、わかりますか。

大田成長戦略室長 一般的には文化振興財団といわれるようなものがあって、その財団が指定管理なりを受けて運営しているという方法がよく見られます。この財団方式でやったところは大体いい運営ができておりますので、究極な話をすると、入場者数をふやし、チケット収入だけでやっていける状況を考えていくと、やはり、そういう文化振興財団あるいは大手プロモーターに指定管理なり業務委託を交わすという方向が早いのかもかもしれません。ただ、その場合に我々が考えなければならないのは、あくまでも文化の高揚の拠点の施設ですから、ただ単純に経営面だけを考えると集客力のあるアーティストだけに偏るということではなくて、古典芸能その他も含めて、さまざまな文化、芸術を市民の方々に提供するという観点を守られるかどうかというところが、そういう手法をとるかどうかの判断材料になってこようかと思っております。このたび市長部局に施設が移ったこともありますので、その辺も含めて考えていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 経営的な問題を言ってるわけじゃないんですね。さっき言ったように、あの文化会館は、県下でも大変よく響くホールだと思うんですね。そういう問題をもっと市民的に支えていく、そういう組織づくり

がいるんじゃないかなど。いわゆるいろんなイベント、あそこでやるいろんな行事を市民が支えていくという仕組みがもっといると。市民が、例えば、券の販売も含めて広げていくというような仕組みができれば、会場をいっぱいにするような、日常的にですね、活動ができるんじゃないかなど思ってるんで、そういう市民たくさんいると思うんですよ。ぜひ市民の力に頼っていくというふうに行政もぜひ考えていただきたいなと思います。

長谷川知司委員 実績報告書、36ページですが、文化会館利用状況で、利用日数、大ホール151日使われています。文化ホールは新幹線とタイアップして、交流人口の拠点でもあると思うんです。実際151日のうち、貸しホールとしての利用、それで、その利用者はどういう団体があるかっていうのがわかりますか。

河口文化会館長 貸し館、どういう団体かと言われると、大ホールにつきましては、例えば、地域の劇団の方とか、それから、講演会を例えば、障がい者の施設がやられるとかいうことで、貸し館はあります。どういうものがあるのか、ちょっと細かく出しておりませんのでわかりませんが、そのような形で貸し館151日間をやっております。

長谷川知司委員 私が聞きたかったのは、要するに、交流人口の拠点となるような貸し館、貸しホールの利用があるかどうか。要するに、新幹線を使ってでも来よう、あるいは高速道路を使ってでも文化会館へ来ようというようなイベントがあったかどうか。貸し館としての。

河口文化会館長 それぞれの主催者の主催事業につきましての内容までは詳しくわかりませんが、会館に問い合わせがある件で申し上げますと、やはり、そこは、高速道路でどういうふうに行ったらいいですかとかいう問い合わせも当然ありますし、場所がわからない方が多くおられますので、その辺の対応はしておりますので、かなりその主催者の事業として市外から来られる方はいると判断しております。

中村博行副委員長 132ページのピアノマラソンについてですけども、完全にこの事業が根付いて、周知をされてきて、ほかの事業と全く違って。そこで、課題を見ますと、受け入れ体制が限界に近いと。具体的にどういったところが限界なのか、また、それに対してどういう対策を講じられるのかということについてお尋ねをします。

河口文化会館長 今回も、募集人員がふえていると先ほど申し上げました。今460人前後の参加者がありまして、3日間でやっております。私、初めてピアノマラソンと聞いたときには、24時間弾いていると思ったんですが、そうではなくて、結局3日間で18時間20分程度という形になります。これが、例えば500人を超えてしまうと、どこを伸ばしていくのかと。夜を伸ばしていけば、まだ7時、8時で今終わっていますので対応はまだできます。1時間伸ばすということで10人ぐらいの方がまだ引けるという状況になりますが、これを超えてしまうとどう対応したらいいのか。1日ふやすのかということも含めて、今回のピアノマラソンが終わった後に、うちの中で反省会もしました。3日間にするのか、4日間にするのかを早めに決めないと、募集のときには、3日間なら「あなたはどこの日にちがいいですか。御希望に沿いたいんですが、沿えない部分もあります」というような希望を出していただきますので、4日間にするのなら、それなりの周知の仕方をしないとイケませんので、もしこれ以上ふえれば、まずは時間を1時間、2時間長くして、3日間でしていこうと今考えておりますし、もうそれを超えるような状況と判断すれば、4日間とも考えております。その辺で今検討はしております。

伊藤實委員長 今ので、少し気になったんですが、これ以上ふえればと。そうじゃなくて、ふやさなければいけないんじゃないの。全然意味合いが違う。

大田成長戦略室長 せっかく根付いて、ここまで育ってきた事業ですから、行政側の都合で制限をかけることは一切しません。いくらでもふえたら、ふえるように対応していきます。

伊藤實委員長 今言われるように、ギネスに挑戦しようとか、日本一のピアノマラソンとかなので。さっき下瀬委員が言われるように、音響のいい文化会館、ましてや新幹線の駅前でしょ。今からこれを発信しないといけんわけよ。今までそれを十分にしていなかったから今いろんな意見があったわけで、マラソンだったら42.195で、それだけの人数にするとか、何かそういうような発想でしようということがないとイケないと思います。それと、関連で言うんだけど、先ほど財源のことを岩本委員が言われましたが、チケットが売れば一般財源が減る。そうでなければふえると。もう、はなから親方日の丸的な発想が、当然行政がするから枠組

みはわかるんだけど、さっきの説明聞いて、今からPRするとか、周知するプレイガイドをふやすとか。そうじゃないんですよ。誰が来るかなんですよ。どんなアーティスト呼ぶか。嵐なんかチケットすぐ完売。実は、僕もこないだポール・マッカートニー行きましたよ、中止になったけど。金じゃないんですよ。そこを間違っている。だから、さっきの人数にしても、700人を目標じゃなくて即日完売になるようなものにしてしよう。それには何かといえ、やっぱり企画力というか、そういう部分ももっと改善しないとイケないと思うんだけど、今その辺の企画する芸術顧問が入ってるんだけど、どういうふうを活用しているの。誰が決定しているの。

河口文化会館長 その前に、ちょっと先ほど、言葉が足りずに大変失礼しました。そういう気持ちはありません。「これ以上」と言いましたが、これ以上とかそういうことはありません。人数の話です。それで、芸術顧問との話で、今後の事業をどうしていくかということは常々話をしながら、今回も自主計画、27年度の事業のために話し合いを持ちまして、基本的には、芸術顧問もいろんなつてを持っておられますので、こういうような形で、こういうこともできるよ、ああいうこともできるよということで、アドバイスをいただいています。その中で、こういう方々をお呼びすることができればいいねということで、その辺の話をする中で方向性を出しているというのが現状です。ですから、先ほど委員長言われましたように、素晴らしいアーティスト、一流のアーティストを呼べば、すぐ完売になると。私もそういうふうには思っておりますが、それとプラスして、大田室長が先ほど言いましたように、文化、芸術のために来ていただける方に、子供たちに接する機会を与えとか、そういうことも含めて考えていきたいと思っておりますので、いろんなアドバイスを芸術顧問からもいただきながら事業を決定しているというのが現状です。

伊藤實委員長 そういうのも含めて、前回の予算委員会でもあったよね。第九とオペラ。企画力が全く違ってたよね。構想も全然違ってたように、やはり同じところでも差があるわけだから、その辺はしっかりとやってほしいと思います。文化会館に関する質疑は、また後でしますので、事業については終わります。それでは、260ページから283ページの間で質疑を受けます。

河野朋子委員 公民館費。実績報告書の31ページに、今年度は公民館のそれぞれの決算額が載ってましたのでお聞きしますが、公民館によって

金額がずいぶん違いますけれども、その辺の理由を教えてください。

和西社会教育課長 大きく分けて3つあると思います。まず、小野田公民館、高千帆公民館につきましては、極端に少なくなっておりますのは、これは、市民館あるいは勤労青少年ホームで経費が出るということで少なくなっております。それから、山陽地区と小野田地区につきましては委託料がちょっと違っており、そのあたりで差が出ております。なぜ違うかといいますと、運営協議会に委託料を支出しているんですが、山陽地区につきましては警備それから清掃につきまして時間が若干違い、その関係で山陽地区のほうが経費が少なくなっておるところです。赤崎だけ突出して多いのは、警備と清掃につきまして業者委託を行っております。残りの館につきましては、地域の運営協議会が地元の方を雇用するという形になっておりますので、そのあたりで赤崎は突出しているという形になっております。

河野朋子委員 山陽地区が警備の時間数が違うというので、小野田地区と時間数が違って大丈夫なのかっていう質問ですけど、どうですか。

和西社会教育課長 山陽地区の公民館につきましては、土曜、日曜は5時をもって閉めるということになっております。小野田地区につきましてはそういうことはありませんで、土曜、日曜も10時まで開けておりますので、その関係で警備の方にかかる経費が変わってくるという状況です。

和西社会教育課長 規則で規定されておまして、合併後そのままずっと残っております。その点につきましては、見直しを早急に図るように今考えておるところです。

河野朋子委員 合併後といっても10年ですし、本当に5時まででよければ、それも経費の節減になりますし、10時までにしないと市民サービスに何か影響があるんでしたらそれも問題ですし、そういったことは今言われるように早急に対応していただきたいと思います。もう1件。赤崎のところだけが突出していて、ほかのところは地域にまかせているので金額が違う。全部それできるんだったら、経費の節減ができるんじゃないんですか。

和西社会教育課長 この委託館制度を導入する際に、地元に対して運営もお願いするんですが、地元雇用という観点も委託館を導入した際にあつたよ

うで、それまでは、赤崎以外の館はシルバーだったりしたようですが、そのあたりで運営協議会と委託契約をするに当たって、経費をその中に入れて支出するという形が8年前か9年前に始まったようです。赤崎につきましては、南支所もありますし、広いというのもありますので、人的警備、それから清掃につきましては、そのまま委託契約を残して支出しているという形です。どちらが正しい形なのか、という話になると思うんですが、やはりその業者委託を入れて、管理はきちんとしたほうがいいという観点もありますし、地元雇用という観点もありますので、ちょっと一概には言えないと思っておるところです。

河野朋子委員 今、ほかのところは地元でしていただいていますけれども、そういったところで何か不都合と言いますか、何か問題が起きたとかいうことがあるわけですか、ほかのところ。

和西社会教育課長 不都合というか、私もここに来て6年か7年になるんですが、1件か2件、地元雇用の方の掃除の仕方が悪いという苦情で交代というようなことはありましたが、総じて問題はないと考えております。

河野朋子委員 私もそのように思いますので、経費節減といった意味で、ほかの館ができているのであれば、ぜひとも、そういった方向で今後、見直しをしていただくようにお願いします。

下瀬俊夫委員 せっかく来られているので、幼稚園のことを。今の幼稚園の定員と児童の数を教えてください。

大野埴生幼稚園長 今現在46名です。

下瀬俊夫委員 定員は。

大野埴生幼稚園長 定員は90名です。

下瀬俊夫委員 定員90で46という、まあ半分ですよ。それで、実は今、認定こども園の問題が出てるんですよ。結局、待機児童を幼稚園で預かるような仕組みをつくったらどうかということですが、山陽小野田市では、当面この問題については何か聞いておられますか。

大野埴生幼稚園長 まだはっきりしてないんですけど、私も研修へいろいろ

参加して、認定こども園の研修にいろいろ参加しているんですけども、こども福祉課と学校教育課と一緒にいろいろな話し合いの場で、まだそこまでは行っておりませんので、これからしっかり勉強していきたいと思えます。

今本教育部長 来年度の子供・子育ての関係で、こども園制度ができるということで、今、制度が大きく変わりつつあります。幼稚園につきましても、この制度ができた場合に、今までの制度を維持したままの幼稚園でおられるのか、それか、施設型給付に変わるのか、それから認定こども園に変わるのかという、3つの方法があります。こども福祉課のほうで、私立保育園についてはこの間アンケートを取りまして、来年度からこども園に移行するという園はないように今、聞いております。ですから、市内の私立保育園については——保育園じゃない、幼稚園ですね——幼稚園については今までの幼稚園のままで当面というか来年度は制度は変わらないと。公立幼稚園につきましても、施設型給付に変わらなければいけませんので、今、教育委員会それからこども福祉課と連絡を取り合っています、どういう保育料のあり方になるかというのを協議しているというところなんです。

下瀬俊夫委員 実は、先日、民生福祉委員会で、先進地の視察に行きました。そのときに、窓口のワンストップサービス、総合窓口課ということで、保育園と幼稚園を同じ市長部局に移して対応すると。これは、基本的には以前の制度のままですから、当然、教育と保育という2つの問題を同時に同じ部署でやらないといけないという仕組みになるわけです。ただ、部長が言われたような方向になると、新制度のもとで窓口の一本化をしても私はいいいんではないかと思うんですが、いかがですか。

今本教育部長 新しい制度になりますと、保育の必要度の認定ということで1号、2号、3号の認定をしていくようになります。1号というのが幼稚園、標準的教育を受ける人たち。2号、3号というのが保育園で、これは年齢によって3歳以上、3歳未満児に分かれていますけども、そういう認定を市でしなければいけないということになりますので、幼稚園に入られる方、それから保育園に入られる方、そういった認定が出てきますので、将来的なことを考えますと、認定窓口というのも含めて幼稚園、保育園というのは窓口を一本化していかなければいけないかなと感じておりますが、まだそこまで本市の場合、その組織というのは煮詰まっていないというのが実情です。

下瀬俊夫委員 新制度に無理やり移行するわけで、制度移行はもう避けられないというのははっきりしているんですが、ただ、問題はとりあえず新年度はそのまま行くと。だけど、将来これはわからんよね。大体認定こども園のほうに持って行くんじゃないかというのが国の方針ですから。いずれにしてもその辺の準備はしておかないといけないんじゃないかなと思うんです。今、言われたように、定員90で46という、この空きはどう活用するかという問題になってくると思うので、この研究もぜひしていただきたいと思います。

吉永美子委員 せっかく両図書館長、来ていただいていますので、お聞きします。マタニティブックスタートです。これは、本当によそにない、うちの独特な取り組みとして私は評価しているんですけど、実績の33ページ、34ページで、それぞれ中央図書館、厚狭図書館、展示や講座など、事業を頑張っているんですが、この中で、マタニティブックスタートが中央図書館は102名、厚狭図書館が109名ということは、2つ足して211名ということで、現実に子供さんを出産される人数の割合から言うと、もうちょっと高くなってほしいなと思うんですが、この辺の取り組みについてお聞きします。

山本中央図書館長 マタニティブックスタートにつきましては、御案内のとおり、全国に先駆けて山陽小野田市が取り組んだ事業です。ユニークな事業として県内外に発信していくべきものじゃないかと思っていますけれども、その交付率とかというパーセンテージを見ますと、まだまだ十分じゃないところがあるなど、昨年度来て、思いました。そこで、しっかりPRしていかないといけないということで、PRを進めているところです。具体的に言いますと、市内の小児病院に掲示をしていただいたり、それからこちらの広報紙などを通じて、毎回マタニティブックスタート事業を御案内したり、それから館内でも目立つようにマタニティブックスタートの事業を掲示しております。そして、今年度に入りまして、せっかく本をプレゼントしたその後の続きがないということで、マタニティ絵本カフェというのを始めました。これは妊婦さんを対象に、それ以外にも子育て中のママも参加してくださいということで、毎月1回、今それをしているところです。そういうように広げていって、この事業を少しでも広くPRしようと今、努めているところです。

山根厚狭館長 マタニティブックスタート事業についてですが、厚狭図書館の

場合、保健センター、今、山陽総合事務所の仮設のところにありますけど、そちらから妊婦の方が母子手帳を取りに来られたときに連絡してもらって、直接職員が保健センターに出向いてマタニティブックについて説明するようにしております。したがって、かなりのフォローはしているんじゃないかと考えております。

吉永美子委員 ということは、人口も多い小野田地域ですね、このところで広がるとこのマタニティブックスタートの実績がかなり上がってくると思うんですけど、今、中央図書館がさまざま施策をいただいているというところで、26年度途中ではありますが、25年度よりもやはりふえてきているという実感はお持ちでしょうか。

山本中央図書館長 24年度と25年度を比べますと、中央図書館ではマタニティブックスタートの件数が24年度は102件であったところが25年度で148件に伸びております。そして、今年度に入って、ちよくちよく妊婦の方、目にするような感じがしておりますので、順調に少しずつ広がっているんじゃないかなという感触は得ております。

下瀬俊夫委員 私の認識が間違っているかどうかわかりませんが、この事業は健康増進課が対応していると聞いているんですね。今、図書館が対応しているんですか。

和西社会福祉課長 この事業は、旧小野田市で平成16年ごろ始まった事業と思われるんですが、そのときから保健センターと図書館とが一体になってやってはあったんですが、実際、予算化される部分につきましては、図書館で予算化されて本を購入しているという状況があります。

下瀬俊夫委員 いずれにしても、保健センターでは母子手帳を発行しているわけだから、きちんとした補足はできるよね。それがなぜ、山陽はやっているけど小野田はやっていないという意味がよくわからないんですよ。だから、母子手帳を発行するわけだからね。当然、全部つかめるわけでしょう。だから、全員に渡らなければ意味ないと思うんですよね。だから、徐々に拡大すればいいというものじゃないと思うんですけどね。いかがですかね。

和西社会教育課長 始まった当初は、保健センターで保健センターの職員が絵本を渡していたという覚えがありますが、実際、それから今なぜこの体

制に変わっていったかというのと、この絵本に対しての思い等を図書館職員が伝えたいという思いがあったので、このような形に変わってきたというところがあります。小野田側がなぜ少ないかと言われると、保健センターと図書館との間の距離がやっぱり大きな問題になるかなと思っています。

下瀬俊夫委員　そういう答弁、まずいでしょ。距離の問題ですか。思いはわかるんですよ。だけど100%伝わらないと話にならないじゃないですか。せっかくの事業だから。渡る人がおって渡らん人がおったら、いくら思いがあったってつながらんでしょう。だから、やっぱりその思いを大事にしたいんだったら保健センターと図書館がきちんと協力しながら、一緒に行けばいいと思うんですよ。だから、そこら辺の仕組みをきちんと工夫しないと、せっかくの事業を100%できないというのは、やっぱりおかしいと思います。

岩本信子委員　先ほどの河野委員の質問についてですけど、赤崎公民館が多いということで、赤崎だけが警備業務委託料294万円、12ページに出ているんです。赤崎公民館の機械警備委託料も36万7,000円あります。ほかのところは機械警備はあるんですが、どこを見ても警備業務委託料がありません。支所があるからと言われたんですけど、市民館の警備業務委託料は269万5,000円ですね。そして本庁とか山陽総合事務所の警備は600万か500万、。それで、小さい赤崎公民館警備に294万のこの支出というのは法外じゃないんですか。その辺は精査されないんですか。

和西社会教育課長　赤崎、290万。詳しい数字は把握してないんですけど、ちょっとそのあたり、もう1回精査させていただきたいと思うんですが、私の記憶ではそこまで高くなかったような覚えがありますので。

岩本信子委員　よその公民館の業務、500万か600万、多くても600万ぐらいのところ、ここだけ885万3,000円ですよ。そうすると、やはり200万からちょっと上、多いんですよ。ここ見ると、清掃委託料も13ページにありますけど、99万6,450円、赤崎公民館清掃業務委託料、これもあります。これが高いか安いかも問題だとは思いますが、赤崎公民館がいくら支所の役目をしているとはいえ、これだけの警備が要るんでしょうか。その辺精査しなければいけないんじゃないんですか。

和西社会教育課長 警備委託料につきましては、国交省基準による予定価格を組んで、入札を実施した結果です。

岩本信子委員 ここに要るのか要らないのか。例えば、埴生も同じような業務をしていませんか、埴生の公民館も。収納業務とか。埴生は一切ここにありませんよ。それで、この赤崎公民館だけがこの警備業務委託料というのが必要なのかわかっていうことを精査されなければいけないのではないかということ言ってるわけです。

和西社会教育課長 27年度予算を組む際、そのあたりは考えさせていただこうとは思いますが、よその館につきまして警備委託料がないというのは、全て運営協議会の委託料の中に入っておりますので、そのあたりはないというふうに説明させていただきます。

下瀬俊夫委員 厚狭公民館ですが、今、書庫のほかに資料等がかなり保管されておると理解していますが、今度新しく移るということになりますが、今、どの程度の資料があるかというのはきちんと掌握されていますか。

和西社会教育課長 厚狭図書館のことでよろしいですか。把握はしております、先日、総務文教の委員の皆様、来られましたので、その際一覧表等を出して説明した次第です。

下瀬俊夫委員 歴史的な資料もありますよね。これまでいわゆる製本化したくてもなかなかできなかった資料もあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺も御存じですか。

和西社会教育課長 毛利家文書のことを指していらっしゃるんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、そのあたりは存じております。

下瀬俊夫委員 その製本化の計画とか、そういう方向性について何か計画があるんですか。

和西社会教育課長 実際、ボランティアの方々に途中までは今、翻訳をいただいているところですが、その方々のお力をいただきながらやっているというのが現状です。製本化につきましては、今のところなかなか難しいかなというふうに考えておるところです。

吉永美子委員 厚狭図書館でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほどのマタニティブックスタートですけど、やはり図書館としての活動ということで位置づけされているのであれば、保健センターの方から渡していただいて終わりということじゃなくて、そこからマタニティブックスタートというこの読み聞かせがいかにも必要かというところに入っていないと意味がないので、厚狭図書館としても中央図書館のようにいろんな展示をしたりとか取り組みをしていただいていますでしょうか。

山根厚狭図書館長 職員が保健センターに行って、3種類ぐらい本があるんですけど、本を見ていただいて、お腹に子供がいる母親の読み聞かせの重要性とか、そういったものを説明して、本を選んでもらうという作業を保健センターでやっているということです。

吉永美子委員 図書館では。

山根厚狭図書館長 図書館の中ではやってないです。だから、保健センターに出向いてやっております。あとフォローとしては、幼稚園の子供たちに対して本の読み聞かせをしたりとか、そういったものは事業の中に組み込んでおります。

吉永美子委員 私が申し上げたいのは、やはりマタニティっていうところですね。とても大事な取り組みとして山陽小野田市が思っていてやっておられるわけですから、やっぱり中央図書館のように、行くとマタニティブックスタート事業、こんなことやっているんですよと見せるところを図書館としてもやらないと、保健センターに行ってから必要性を話しましたってところで終わるべきではないと。私は図書館としての事業ですのであれば、そう思いますので、その辺は一步進めていただきたいと思います。

山根厚狭図書館長 検討します。

岩本信子委員 市民館のことについてですが、あそこは2階が階段しかありません。それで、上で講座なんかするとき、あそこは階段で上がらないといけないから行かないとか、結構多いんですよ。それで、女性会も今、ずっと使っていますけれど、あそこにテレビで見たんですけども、階段をずっとすーっと上がっていくような椅子で上がっていく、途中のと

ころまででいいんですけれど、そういうのをつけようとかいう発想はありませんか。いろんな人があそこは本当に使い勝手が悪い、階段を上がらなくちゃいけないって言われるもんですから、予定に入れてほしいなと。ぜひ、検討して、これは本当に市民サービスになると思いますので、検討していただけないでしょうか。

川地財政課長 まず、市民館については、これから企画課を中心に公共施設全体の再編について協議をしていくでしょうけれども、担当部署としましては、延命化をする施設ではないと考えております。近い将来、何らかの形で改築、建てかえの対象になる施設であると考えております。ただし、その期間までの間、先ほど言われたような指摘があることは重々承知をしております。階段につける、いわゆるリフト型の施設については、かつて市内の小中学校にもついておったことがあるんですけども、実はこれは、リフトの上り下りのところで結構事故が多いということで、最近ではあんまり利用されていないやり方なんです。だから、安全性が確保でき、あとは財政面でも対応できれば、一時的にでもそういうものはつけられればいいなと思っております。ちょっと勉強、研究する時間をください。

長谷川知司委員 清掃費で、厚狭図書館の清掃委託料の中に2つあるんですね。13ページですか、厚狭図書館清掃委託料と厚狭図書館日常清掃委託料、この違いはどういうことですか。

山根厚狭図書館長 日常の清掃委託料というのは、火曜日から金曜日まで、午前中、近所の方に来ていただいてトイレとか窓を拭いてもらうというのがあります。それと月に1回、これは業者をお願いしているんですが、ワックスがけ、そういったものをお願いしている業務です。

長谷川知司委員 文化会館ですが、同じく文化会館の委託料の中で、文化会館空調電気給排水運転管理及び夜間管理業務とあるんですけど、この夜間管理業務というのはどういう意味合いですか。

河口文化会館長 文化会館は第1、第3火曜日が休館日で、それ以外の日は開館しております。基本的には開館している日に夜間の貸館があれば、夜間管理をしていただくという業務になっております。

長谷川知司委員 夜間貸館のときは職員はそのときにいないという理解でいい

ですか。

河口文化会館長 そうではありませんが、夜間管理人のみで対応できる場合は夜間管理人のみで、1人で対応していただきます。そうではなくて、大ホールがあつたり小ホールで大きな催し物、お客さんが来られるような催し物があつたりするときには、職員も残って対応します。

河野朋子委員 文化会館ですけど、実績報告書36ページの利用状況で合計の利用人数が5万2,000人となっていますが、昨年度に比べ4,000人以上減っていると思います。何かこれ、理由があるのかお聞きします。

河口文化会館長 少し資料を見たりして研究というか分析もしたんですが、実際のところなぜかということとははっきりわからないのが現実です。ただ、貸館の件数等はふえてきておりますので、1回当たり大ホールのイベントのときのお客さんの数が少ないイベントが多かったということぐらいしかちょっと実情ではわからないというのが現実です。

河野朋子委員 先ほどのそういった事業の中身にもかかわってきますけれども、そういった分析をしっかりと、次年度に生かしていただきたいというふうに思います。

伊藤実員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤実員長 ないようですので、今の8番のところについては終了します。それでは、職員の入替えで10分間休憩をします。10款の教育費の1項から3項について、15時から再開します。

午後2時50分休憩

午後3時02分再開

伊藤実員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開します。

次は41番の事業から45番まで行きますので、41番についてお願いいたします。

笹村学校教育課長 学校図書支援配置事業について説明します。資料99ページから102ページまでとなります。25年度予算の附帯決議でもありましたので、26年度の取り組みも含めて説明をしたいと思います。図書支援員配置事業について、本市では平成22年度に県下でも先駆的に当該事業を導入し、支援員を配置後、図書の貸し出し冊数が大幅に増加するなど、多くの成果を上げています。平成24年度には兼務はありませんが、市内の小中学校へ全校配置をしました。平成25年度は大変厳しい予算状況の中で、苦渋の選択として長期休業期間中の勤務を削減したところです。また、平成25年度には学校図書システムを導入し、学校間で図書情報を共有できる仕組みを整備するとともに、図書支援員ガイドラインを作成し、学校教諭と連携の上、学校全体で図書支援を推進していく体制を整えました。

平成26年度は平成25年度に長期休業期間中の勤務を削減した結果、小学校での図書貸し出し冊数等が減少するなど、図書支援業務に影響が出たことから、その反省を踏まえて平成26年度にはフルタイム勤務に戻すとともに、兼務も解消し、17校全てに図書支援員を配置しました。また、この夏休みには一定期間学校図書館を開放し、児童生徒に課題学習等で学校図書館を活用してもらう取り組みも実施し、また、中央図書館に図書支援員が出向き、子供たちの図書利用を支援する取り組みも実施したところです。インターネットが普及している現在においても、子供たちが本を直に手に取り、活字を読むことは勉学の基本であり、ひいては学力の向上につながると考えております。今後も図書支援員の研修を拡充するなど、図書支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

伊藤実員長 それでは、質疑に入ります。この件は附帯決議を出したということで、いろいろと改善をされているようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤実員長 はい、次、子ども市民教育推進事業についてお願いします。

笹村学校教育課長 資料103ページから106ページまでとなります。それでは、資料の103ページをお開きください。子供の市民教育推進事業は、左上の事業概要にありますように、市民向けに行っている出前講座を子供用にアレンジし、本市の特色や公共の仕組み等を子供たちに教えることにより、公助の精神や生まれ育ったふるさとへの誇り、愛着心を醸成していくもので、平成25年度から始めた新規事業になります。市

職員が講師となり、学校で授業の一環として講義を行うもので、ほとんど経費がかからず、市役所の仕事内容や本市の歴史や特色等を子供たちに教えることができ、学校も多様な授業を展開していけるという点で大変効果のある事業であると思っております。平成25年度は初年度ということもあり、104ページにある19講座を用意し、13校で13講座を実施しました。実施学校及び実施講座は105ページに載せていますが、講座を実施後、学校及び担当課にアンケートを行い、その意見等を踏まえて今後、事業を拡充させていきたいと考えています。なお、平成26年度は106ページにもありますように、講座を6つふやし、全ての小中学校で31講座を実施する予定にしております。

伊藤実員長 それでは、質疑はありますか。

河野朋子委員 講座についてですけど、この講座はどのようにして選ばれたのかというか、19、さらにはその次は25ありますけど、この基準はどうでしょうか。

古屋学校教育課主査 まず、こういう子ども市民教育事業とはどういうものかということを書きで各課に紹介を出しまして、各課で子供たちに教えるに適した講座を上げていただいたということです。平成25年度は19講座で、この26年度は6つふえて25講座を用意しているところです。

河野朋子委員 講座名はここに書いてあるとおりで、このままを子供たちに向けて講座されたんでしょうか。

古屋学校教育課主査 これは、学校にこの講座があるということを書いて、学校からの手挙げ方式で実施校を決定しているということです。

今本教育部長 補足ですけども、そもそも市役所の各課で市民向けの出前講座が48講座ほどありました。これをもとに、小中学生向けにそれをアレンジしてできないだろうかという投げかけを各課に行いまして、この講座が決まっているということです。

杉本保喜委員 これは小学校の全児童に対してこの講座をやっているんですか。

古屋学校教育課主査 学校に振る際に、対象学年と大まかな対象人数等を示したものを学校に下ろしております。学校が状況に応じて選んでおられる

ということです。

杉本保喜委員 25年度は書いてあるけれども、26年度は対象学年は書いてないですね。例えば、防災については県から指導というか、カリキュラムというか、どのあたりを教えなさいよというのが出ていますよね。中学生用、小学生用、一般用という感じで、出ているんですよ。それをそしゃくするにおいては、小学校では低学年用、高学年用という形で確か出ているはずですよ。私がこの前、フリーマーケットで、子供用と大人用とで防災クイズ出したんです。非常に小学生、回答率がいいんですよ。だから、こういう講座がすごく生かされているなということを感じたんです。全般的にやるのもいいんですけど、子供の低学年と高学年とは興味の度合いが変わってきていますから、その辺もひとつ含めながら、教育をやってもらいたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

古屋学校教育課主査 今、災害時の自助共助についてという講座があります。これは総務課に担当していただいております、対象学年が小学校の高学年ということで講座を設定しているところです。これは総務課で、ある程度は臨機応変に対応できるかなとは思いますが、ただちょっと、1、2年生向けには、講座は難しいかなという学校からの意見も出ておりました。今は、あくまでも高学年用ということでやっているところです。

岩本信子委員 105ページです。実施についての評価があるんですが、学校の評価はおおむねA評価、B評価で13校全部なんですけど、1つ担当課でC、余り効果的でなかったという評価があるんですが、これはどのようなことでしょうか。

古屋学校教育課主査 これは消防の関係で、火災予防等についてお話をさせていただいたときに、基本的には消防車とかを持ち込んで、学校で実地というか、そういったものを中心にやったということで、消防としては、言葉で伝えたいようなこともあったようなんですが、その辺ができなかったということで、全く効果がなかったとか、そういうわけではないんですが、思いと若干違ったということでCを出しておられたということです。

吉永美子委員 104ページ、8番の健康講座の中に入ってきておりますが、この歯について、私は一般質問で取り上げたときに、子ども市民教育推

進事業の中に入れるといった意味の回答があったと思っております、これで入ったんだなと思っておりますが、26年度になると消えております。3つのうちの2つ、22番と23番で残っていますが、歯については消えておりますが、子供たちが健やかに育てもらうために、歯を大切に必要性というのは、当然皆さんわかっておられることですが、あえて歯を消したのはなぜですか。

古屋学校教育課主査 これは、健康増進課でやっていただいているものでありまして、一応、毎年2月に次年度の講座、どういう講座をやっていたかという照会をかけております。このたび出てきた際に、歯がなかったのもので、私もやっていただけないかとお願いをしたんですが、新たに命についてという講座、健康増進課がやっているんですが、これが1つ加わっております。健康増進課としては、命についてやっていきたいということで、ちょっと歯から命へ変わったということです。

吉永美子委員 子供の市民教育の中の推進事業に入れてくださいと言ったのではなくて、子供たちの歯をどうやって守るかということで、他市の例を取り上げて訴えたときにこういった答弁があったわけですから、今後、やはり市として、子供たちの歯を守っていくというところの取り組みの強化をしていくよう期待をしていますので、この点はまた取り上げさせていただきます。

中村博行副委員長 以前の一般質問の中で、投票率を上げるためにも小さいときから選挙の意識づけということで、部長の答弁の中でこの事業の中に入れていきたいという答弁があったと思うんです。27年度に期待してよろしいのでしょうか。

古屋学校教育課主査 今、選管のほうで準備をされています。27年度から加わる予定です。

今本教育部長 今の質問に直接には関係ないんですけども、この市民教育というものが、要は、社会に積極的にかかわるといって人間を育てるといってありますので、選挙に行くとか、社会のかかわりを持つ人間を育てるといってありますので、選挙そのものの啓発とか勉強ということも大事ですけども、そういう人間性を育てるための基礎的な教育の一環として市民教育というのをやっているという位置づけで教育委員会は考えていますので、選挙だけではなくて、いろんなことに社会に積極的な人間を

つくろうということが根本です。

伊藤實委員長 今の関連ですが、昔は子供議会とかありました。そういう部分もやはりいいんじゃないかなと思うんで、その辺をちょっと検討してみてください。提案ということで。

岩本信子委員 すごく子供たちの教育、社会的な教育とか効果があるなと思います、子供のやわらかい頭の時期に。やはり教育委員会から各学校によって何回取り組むとか、それこそ25年度は中学校2つぐらいしかなかったんですか。次を見たら、かなり中学校が入っていますので、いいのかなとは思いますが、教育委員会から各学校への働きかけみたいな取り組みはどうされているのかということだけをお聞きします。

笹村学校教育課長 少なくとも、1つは実施をしてほしいとお願いをしているところです。

杉本保喜委員 せっかく用意された献立も、右側の実施校が空欄になっているのは、実施できなかったということですか。

笹村学校教育課長 学校のほうが希望がなかったということになります。

杉本保喜委員 そうすると、次のメニューをまたちゃんと加えて、25項目のお膳立てをしたんですけど、26年度、もう9月に入ってるんですけど、空欄がかなり目立つんです。これがまた空振りに終わりそうだという気はしませんか。それとも、これからさらに声をかけて、実施をもらうんだというようなところがあるのかどうか、お聞かせください。

笹村学校教育課長 これも年度当初に年間の計画を立てていただくということで、今やっております。今年度は、これで実施していきたいと考えております。

伊藤實委員長 講座の時間配分というか、時間は大体何分で設定されているんですか。

笹村学校教育課長 1単位時間ですので、小学校は45分、中学校は50分の時間の中で実施しております。

伊藤實委員長 そうなってくると、やはり内容によれば、時間的に十分に伝わらないという部分もあるし、杉本委員が言われるように人気のある講座とない分が出ます。でも、どれをとっても、やはり大事な部分です。税の仕組みは、本当はなかなか機会がないので、あえてこういうのに持っていくというか、そこと抱き合わせできるように、説明部分を1こまの中に2つできるようにセットするとか、そういう工夫も可能じゃないかと思うので、そういう部分についても、また鋭意検討していただければと思います。どうでしょうか。

笹村学校教育課長 27年度に向けて、検討させていただきます。

伊藤實委員長 はい、わかりました。

岩本信子委員 宇部日報でよく見るんですけど、宇部市は、市長さんが税の仕組みを講座されています。久保田さんは女性でもありますし、優しいし、おきれいでもありますので、子供たちの受けもいいのかなど。そこは問題じゃないんですけど、うちの市長がちょっとかたいのでどうかなとは思いますが、例えばこの講座に出て、まちの仕組みとか、そういうものを話していただくとか、そういうものも考えられてもいいんじゃないかなと思いますので、提案だけです。

伊藤實委員長 それでは、今の事業につきましては終了します。次、43番、豊かな体験活動推進事業についてお願いします。

笹村学校教育課長 豊かな体験活動推進事業について説明します。資料107から113ページまでとなります。それでは、資料の107ページを開きください。豊かな体験活動推進事業は、左上の事業概要にもありますように、国県が連携して行う子ども農山漁村交流プロジェクトを活用し、小学校の児童に宿泊を伴う自然体験活動を体験させるものであり、全額補助事業となります。この事業は、県が主導で行っている事業であり、毎年、県内の市町で2校程度実施校を決定するもので、実際は県内の各市町が持ち回りで行っているものです。平成25年度は、本市の引き受けとなり、県の意向を受けて、県、学校と協議の上、実施校を出合小学校に決定しました。宿泊自然体験活動は、授業の一環として行うものであるため、108ページからの実施報告書にあるとおり、総合学習等の時間を使って事前に活動の狙いや目当てを設定し、しっかりと準備をした上で体験活動に臨んでいます。活動は109ページにありますよ

うに、3泊4日の日程で、農業体験やそば打ち体験、波止場釣り体験、漁船航行体験など、農業と漁業に係るさまざまな体験をし、民宿への宿泊体験も行っています。学校に帰ってからはお礼の手紙を書いて感謝の気持ちを伝えるとともに、体験活動から学んだことを振り返り、その成果を学習発表会で発表しました。なお、その発表会や運動会に民泊先の方が見学に来られたり、体験先の、通地区ですが、公民館まつりに出合小の体験活動の様子を撮影した写真やお礼の手紙を展示していただくなど、活動後にもかかわりが続くようなすばらしい交流の場となっています。自然体験活動は、子供たちにとって大変な貴重な経験となりました。今後も県と連携を図りながら、学校ニーズ等も踏まえて、計画的に実施していければと考えております。

伊藤實委員長　それでは質疑を受けます。

吉永美子委員　大変すばらしい取り組みだと思います。平成26年は実施予定なしということで、事業としてはないのはわかるんですけど、今の課題のところで、今後も学校ニーズ等を踏まえて、定期的に計画をしていきたいということは、やはり担当から財政に予算要求されて、毎年、子供たちがこの出合小学校の5年生たち19名でしたか、それだけで終わってしまうというのは、余りにも悲しいと思うんですが、この点について、市として毎年どこかの小学校なり中学校、とにかく毎年やっていくという方向性を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

江澤教育長　この事業につきましては、いろんな報告とか、子供たちの様子とかを見て、大変すばらしいということで、私がじかに市長に「これだけ有効だから、ぜひ単独市費でも続けたい」と言いました。それで、市長も「それはぜひできるようにしたい。なったらいいね」という前向きな言葉はいただいているんですが、予算を算出してみると相当な額なので、今のところ、実現できてないというのが現状です。ぜひ実現できるように考えてみたいと思っています。

伊藤實委員長　総額でどれぐらいかかったのかわかりますか。

古屋学校教育課主査　これは補助事業でありまして、1人1万2,000円ほど補助が出ております。ただ、実際には、それ以外に保護者負担ということで5,000円ぐらい負担をしていただいているということです。

伊藤實委員長 総額で1万7,000円ぐらいということね。

杉本保喜委員 高千帆小学校は、かつて子供会で、宮崎の高千穂町と交流キャンプなんかやってたんです。それが非常に思い出に残っているんですけど、こういうふうによそに行ってキャンプをしてなじむというのは、非常に子供にとってはいい効果を生むんです。それから、下関の吉母は、山村なんです。片や海辺の学校ということで、この山海交流を毎年やっているんです。そういうふうにしてやっているところは、子供たちは非常に視野が広がるし、それからキャンプをやって、そのほかの子供となじむということは、非常に情操に役に立つということなんです。それで、教育長が言われたように、市長がううんと言うんだったら、背中をどついてください。我々としても、これは多少予算を削ってでも、子供の教育にはプラスになるということは、十二分にわかることです。それからもう一つ、例えば長門市にキャンプをする場所があります。あそこに美祢線で行くということで、また美祢線の活性化にもなるだろうし、そういうことも総合的に含んで、毎年お互いに交流するというシステムをつくることによって、子供も長門のほうに視野が広がり、長門の子供も山陽小野田を知ってもらおうということの大きな交流のきっかけにもなると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

古屋学校教育課主査 非常にいい事業だと思っております。お金の面ももちろんあるんですが、109ページに載っているようなプログラムといいますか、実際に民宿に泊まっていますので、そういった調整を県が主でやっている事業であって、もともとは国の総務省、農林水産省、文科省と一緒にやってる事業ですけども、観光協会みたいなところにこういう手配を委託といいますか、任せて、先ほどのような額で実施できているという部分もあろうかと思っておりますので、完全に市が全部やるということになれば、先ほど言ったような額ではちょっと難しいんじゃないかという部分もありますので、大変いい事業であるとは思っておりますが、そういった面もあるということです。

伊藤實委員長 今、財政的な答弁がありましたので、このことにつきましては、最後に自由討議の中でいろいろと提案をしたいと思っております。どうしても聞いておきたいということがあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 はい。それでは、次へ行きます。次の学校屋内運動場についてお願いします。

尾山教育総務課長 44番の学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業について説明します。この事業は、地震発生時に学校の屋内運動場等のつり天井等が落下して、児童生徒等が死傷し、または地域住民の避難所として使用できなくなることを防ぐため、つり天井等の非構造部材を耐震化するものです。取り組み初年度の平成25年度は、全ての小中学校の屋内運動場等で、工事に向けたつり天井等の点検、確認作業を業者と職員で行いました。点検の内容は、主に設計図書の確認、現場におけるつり天井の内部構造の目視確認、照明器具やバスケットボールなどの設備の取りつけ状況でした。決算額は、業者が点検を行ったつり天井など、屋内運動場6棟についてのもので、406万3,500円でした。次に、この事業の評価としては、対象施設を文部科学省等が定めた基準に基づき選定していること、費用は競争入札を経て決定していること、事業は平成25年度開始ですが、予定どおり進んでいること等から、適切であり、計画どおり進めてまいりたいと考えております。隣の115ページに本市の学校の屋内運動場で、つり天井があるものとないものの写真を1枚ずつ載せており、上の写真の広範にわたって白いものがつり天井に当たります。そして、次の116ページにこの事業の今後の流れを予定として載せております。東日本大震災では、非構造部材の中でつり天井が最も被害を受けたため、教育総務課としては、つり天井を有する屋内運動場等の対策を優先し、116ページの上半分に記載していますように、27年度に右側に掲げる8棟の屋内運動場等を工事したいと考えております。また、その翌年度の28年度に下半分に記載しておりますつり天井のない屋内運動場12棟を工事したいと考えております。以上で説明を終わります。

伊藤實委員長 それでは質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員長 よろしいですか。そういう流れということですか。それでは、続きまして厚狭小学校屋内運動場についてお願いします。

尾山教育総務課長 45番の厚狭小学校屋内運動場床改修事業について説明し

ます。この事業は、この屋内運動場のアリーナの床が老朽化し、あわせて不陸も生じ、スポーツの実施に支障が出ていたため、ステージを含め、806平米の床を改修しました。次の118ページに工事後と工事前の床の写真を載せております。工事費用は3,669万7,500円で、特定財源として、地域の元気臨時交付金と学校教育施設等整備事業債を充てております。工事は、基礎を布基礎からべた基礎に改修し、床を支える柱を木製から金属製に交換し、新しい床材を張りました。学校現場における工事は7月20日から始め、8月27日で終了しましたので、児童は2学期当初から新しい床で学習することができております。また、放課後において、定期的に利用されている団体には御迷惑をおかけしましたが、工事期間中、他の施設を利用できるようあつせんに努めております。この事業の評価としては、改修前にはスポーツの実施に支障が生じていたこと、費用は競争入札を経て決定していること、事業は終了し、当初の支障が改善されていることから、適切であったと評価しております。以上で説明を終わります。

伊藤實委員長 それでは、厚狭小学校屋内体育館について質疑はありますか。よろしいですか。それでは私から、これはそもそもが総務委員会が視察へ行ってからです。それまでは、校長まではPTAから要望があつたにもかかわらず、その辺が教育委員会へ伝わってない。そこがやっぱり問題であつて、総務が視察に行つて初めてこうやってぱっぱと動いたわけです。本当言うと、耐震工事をやっていました、その当時。そのとき早目にわかつていれば一緒にやればそれだけほかの団体にも迷惑にならなかつたわけです。その辺の話は事業の評価とは違うんだけど、いきさつは記録に残すべきじゃないかと思うんですが。

尾山教育総務課長 25年度に実施できたのは、確かに議会からの強い御支援があつたからです。そのように認識しております。

伊藤實委員長 それと同時に、その当時は大体4,000万円ぐらいかかるという話だったんだけど、実際は、一般財源が273万円ぐらいで済んだ。4,000万円かかると聞いたら、保護者も仕方ないんだとなるし、でも、現実、200万円じゃないかという話になるわけ。やはり、そこをもうちょっと改善すべきじゃないかと思いますが、その辺についてはどうですか。

尾山教育総務課長 合併して、非常に財政難だということで、職員の中にその

意識が強くて、今でもないわけではないんです。そのあたりから、なかなか高額な要求をためらってきたというのは確かにあります。学校から要望を聞いても、反省しておりますけども、その辺でちょっと要求しづらい、だから要求してこなかったというのがありますが、この事業をきっかけに、大きなものでも要求するように考え方を考えております。また、財政当局とよく話しながら、教育委員会としては、それが実現するように努力をしてまいりたいと考え方を考えております。

岩本信子委員　ちょっと参考までにお聞きします。4,000万円かかるところが、地方債とこれ合わせて一般財源合わせて1,000万円ちょっとですよ。地方債も一応うちの財源ですから。71%というこの国庫支出金の名称といたしましょうか、どういうふうなもので71%出てきたのかをお聞きしたいんですけど。

尾山教育総務課長　名称は、地域の元気臨時交付金で、平成24年に第2次安倍内閣が発足したときの景気対策として、大型の5兆円を超える国の第1次補正予算が組まれて、そこで地域活性化という枠の中で確保された財源が各自自治体に配られて、理論上計算されて配られたんだと思います。その活用でこの事業には当たるということで充当したところですよ。

川地財政課長　今の補足説明ですけど、国から配られた基準が24年度の国の大型補正事業の事業費に基づいて算定されたということで理解いただきたいと思います。本市の場合は、1億617万2,000円ありまして、そのうち、この厚狭小学校屋内運動場に2,586万円を充当したということですよ。

岩本信子委員　参考までにお聞きしますが、学校施設の、例えば古くなったのを改修するのに、文科省からとかそういう学校設備に対する国庫支出金とか、そういうものはないんですか、あるんですか。

尾山教育総務課長　この事業に関しましては、床の改修のみということで、文科省の考え方としては維持補修の範囲内。基準は、内装の7割以上、外装の7割以上を工事する場合は、大規模改造とみなして補助にのれるんですが、それ未満の水準の工事ですと、維持管理ということで単独事業になってしまいまして、文科省からの補助はありません。

伊藤實委員長　よろしいですね。それでは、審査事業を終了して、10款1項

から3項までの250ページから263ページまでについて質疑を受けます。

河野朋子委員 先ほど、図書支援員の全校配置によって、子供たちの読書の図書の貸し出し数が大変ふえてきて、いい傾向だと思えますし、ますます進めていただきたいんですけど、それぞれの小学校、中学校の図書購入費につきましては、ずっと削減されてきていて、まだ完全には戻っていないと思えますけれども、学校図書の充足率というか、それが各学校によって結構ばらつきがあったと思えます。図書支援員の配置によって、図書の整備などもされて、古い図書を1冊と数えて、結局充足していて、安心みたいなところもあったと思うんですけど、そのあたりのデータなどはとっていますか。

古屋学校教育課主査 図書標準率のことだろうと思いますが、26年度の3月時点で、図書標準率は、小学校が13校中8校、61.5%、中学校が6校中3校、50%、全体で約58%が図書標準率を満たしているという状況です。河野委員が言われましたように、もちろん全部の学校がこの図書標準率を満たすというのが理想ではありますが、古い本を捨てなければ、毎年買うわけですので、標準率というのは上がっていくんですけども、ただ、図書支援員を配置して、それまで余り学校の蔵書管理ができていなくて、要は古い本がたまっていたようなところもあるんですが、支援員が配置されて、もう読めないような本も実際学校にはありましたので、その辺を整理していただいているところです。捨てるのであればどんどん上がっていくんですが、それも適切な管理ではなかろうかと思えます。重要なのは子供たちが読みたいというか、ためになるような本を整備していくということが重要ではないかと思っております。今、大変厳しい状況ではありますが、毎年図書の購入費は増額しており、25年度は24年度に比べて約60万円増額しておりますので、なかなか一遍にというのは難しい面もありますが、計画的に整備していきたいと考えております。

河野朋子委員 各学校によって児童数とか、いろいろ規模が違うんですけども、この図書購入費の配分というのは、何を基準にされていますか。

古屋学校教育課主査 学校の児童数と、あと図書標準率が低いような学校については、優先的に配当をしているところです。

中村博行副委員長 A L Tについてですが、本市が中学生の海外派遣ということで、英語教育に力を入れているということを内外にも示すためにも、やはりA L Tの採用です。25名で1名ということで、これを拡充されるというお考えはありますか。

江澤教育長 やはり、子供たちにネイティブな英語に触れてもらう、または文化に触れてもらうというのは大切なことです。ぜひふやしたいと考えているんですが、今まではなかなかそのところが難しかったというところがあります。予算という面でなかなかかなわないのであれば、その内容等について、どういうことができるのかということを検討してみたり、何らかの突破口がないのかということを検討はしておりますが、なかなか今のところ、来年度からこうしますということと言える状況ではありませんが、教育委員会としては、もっと拡充したいという思いを持っております。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですか。それでは、9番の10款教育費の関係については終了します。ここで、職員入れかえのため、4時まで休憩で、4時から6款の農林水産業費をきょう済ませたいと思いますので、明日、民生費からというように順序を変更しますので、協力をお願いします。

午後3時50分休憩

午後3時59分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。次は、6款の農林水産業費について、最初に22番の事業、中山間地域についての説明をお願いします。

阿武農林水産課長 それでは、決算審査対象事業の22番、中山間地域等直接支払交付金事業から説明します。65ページになります。中山間地域等直接支払交付金の決算額は378万7,360円です。事業の背景及び概要ですけれども、中山間地域は傾斜地で、条件的に不利な農地が多く、耕作放棄地が増加しております。中山間地域の農業生産活動を維持し、その多面的機能を確保するため、農用地、農道、水路等の適正維持管理など、集落での共同作業活動に対して補助する事業です。平成12年度から事業が開始され、現在、3期目で、交付金の負担割合は、国、県及

び市で、おのおの3分の1ずつです。平成25年度は、山陽地区の平沼田、川上、靱ノ木、松岳畑、鋳物師屋の5地区、協定面積約18ヘクタールで実施しました。具体的作業の内容につきましては、1として農業生産活動、農地ののり面や草刈り、水路の清掃や泥上げ、2番目として多面的機能増進活動、放牧畜産や竹林伐採などの農業生産活動の体制整備としてリーダー育成などが上げられ、各地域で取り組みがなされております。事業の成果としては、共同活動を実施することにより耕作放棄地を防ぎ農地の保全につながったことや、集落周辺への林地化が防げたことなどが上げられます。交付金の額は、要件を満たす地域の農用地面積に、田が10アール当たり2万1,000円、それから畑は10アール当たり1万1,500円を乗じた額となります。事業の方向性ですが、平成22年度から始まった第3期対策の4期目であり、これからも中山間地域の良好な農業生産基盤を維持し、集落そのものを守っていくためにも継続して実施をしていく必要があると考えます。

伊藤實委員長 それでは質疑に入ります。

松尾数則委員 非常に有意義なシステムで、私どもの地域も含めて非常に助かっております。ただ、御存知だと思うんですが、高齢化が非常に進んでおりまして地元の人だけではやっていけないという地域も結構ありますので、やっぱり、例えば法人でカバーするとかそういった形のところもあるんですが、今後の方針としてどのように考えておられるのか。その5地域は基本的には県知事指定の特例による地域ですよね。今回は知事も変わりましたし、中山間地にえらく取り組んでおられる知事が新しく知事になりましたので、この地域をふやしていくとかそういう考え方も含めて教えてもらいたいんですが。

阿武農林水産課長 どの中山間地域におきましても高齢化というのは避けて通れない状況だろうと思えますけれども、特に川上地区におきましては、今、法人化されて活動されていると思えます。当面この法人化で集落を守っていくという一つの組織として活動していかれるというのが今の市の考え方といいますか、ほかの地域につきましても法人化を進めていくという形で取り組んでいきたいと思えます。

下瀬俊夫委員 今の松尾委員の話と少し関連するんですが、この5地域とそれ以外の地域と格段の差がつくんですね。例えば、草刈にしても年2回ぐらいされています。ところが、それ以外は草ぼうぼうになっているとい

う、同じ県道でもいわゆる線引きが多分どっかにあるんだろうと思うんです。そういう点で対象地域の拡大とか。これは地域の指定ですか、それとも団体の指定ですか。ちょっと、そこら辺を先に教えてください。

森山農林水産課農林係長 基本的には、地区という表現と理解してもらえたらと思います。もっと詳しく言いますと、通常5法という表現で、例えば過疎法とかの5法に隣接している地域という形になりますので、厚狭の北部がそれに該当してくると。逆に言えば、下関に隣接している地域、福田とか大持とかが該当しないのは、隣接地域が下関であるから、5法地域に入っていないからと理解していただきたい。北部のほうは、美祢と一緒にしておりますので、その美祢地域と隣接しているという解釈をしていただけると助かります。

下瀬俊夫委員 だから、そういう地区指定というのであれば、その地区に隣接していれば対応ができるのか、拡大ができるのかという点です。

森山農林水産課農林係長 その地区に隣接している農地で、一定程度、例えば1団地で1ヘクタールの塊がある。そして勾配、田でいえば20分の1以上の傾斜地、畑地であれば15度以上、要は中山間地でも耕作がやはり比較的厳しいところをこの対象地域としております。ですので、平成12年のときに始めたときに、厚狭北部のところを中心として一通りのところを確認してきましたが、そのときに基本対象となったのが現在ある5地区と理解していただきたいと思います。

下瀬俊夫委員 そうすると、隣接であっても基本的にそこから外れていると、行政としてはそう考えていると考えていいですか。

森山農林水産課農林係長 今回の法の状況でいえば、ほかのところは該当しない形になる。ですので、例えば県知事がその要件を見直して特認地域もう少し拡大しようという話になればまた状況は違ってくると思います。

吉永美子委員 この中山間地域等直接支払交付事業は、平成12年から開始されているみたいですが、ずいぶん前に政府としてやめるかもしれないという話が出たことがあったんですけど、これまで続いてきて、下の課題にありますように、「次期対策についても事業の実施を要望する」ということですが、もう今9月ですので、27年度以降の継続っていうことはもう決まっている状態と違ってよろしいでしょうか。

森山農林水産課農林係長 実を言いますと9月の下旬に中山間地域等直接支払制度の説明会、第4期に係る説明会を行うという、今のところはそういう状況だと。その中で今から第4期に対してどのような形で取り組んでいくのかというのが今後示されていくと理解していただけると助かります。

岩本信子委員 この事業の意図が書いてあるんですけど、「耕作放棄地の防止による中山間地域の活性化」って書いてあるんですけど、これ今やっている、例えば耕作放棄地を草刈るだけなんですか。例えば、そこに何か植えて活性化しているとかいう現実があるんですか。

阿武農林水産課長 部分的にはやはり植栽をしたりということもありますし、単純に草を刈って荒れないようにしているという状況もあります。植えつけがされているところもあります。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、次の有害鳥獣について説明をお願いします。

阿武農林水産課長 それでは、決算審査対象事業23番、有害鳥獣捕獲奨励事業です。資料の66ページをお願いします。有害鳥獣捕獲奨励補助金、決算額は42万5,000円です。事業の背景及び内容については、ふえ続ける有害鳥獣の捕獲を奨励し、鳥獣被害を減少するため、平成25年度単独市費で制度化したものです。猪1頭2,500円、鹿1頭5,000円、猿1匹1万3,000円を単価として、捕獲した頭数により猟友会の小野田支部及び山陽支部に支払うものです。平成25年度捕獲実績としては、猪が166頭、鹿が2頭の合計168頭で、金額にして42万5,000円が実績です。

有害鳥獣の被害につきましては、水稻を初め、芋類、野菜、果樹などが主なものですが、農作物以外にもため池の堤体などに生息する小動物を食い荒らし、堤防などを破壊する被害も出ております。

今後この制度を継続し、捕獲の奨励を行い、有害鳥獣被害の減少に取り組むを行いたいと考えております。合わせて、鳥獣保護区の見直し等も行い、猪の繁殖増加に歯どめをかける方策も進めてまいりたいと考えます。また、有害鳥獣対策におきましては、被害防護柵の設置、それから広域対策、猟友会捕獲業務の委託など、ほかの対策の事業も行っております。

杉本保喜委員 課題のところ、各市町の捕獲奨励金の対象支給金額に差異があると、この課題として上げているところをもう少し詳しく教えてください。

阿武農林水産課長 実は単市の補助事業で、平成25年度に金額を設定しております。先ほど申しあげましたように、猪、猿、鹿等の単価が出ておりますが、実は猪、宇部市と美祢市においては、山陽小野田市が2,500円に対しまして3,600円、それから鹿におきましても、山陽小野田市が5,000円に対して6,000円という金額が宇部市、美祢市で出ております。それから、下関については、猪が1頭5,000円、鹿が1万円という金額になっており、確かに差異がありますので、県下多くの市町村で統計を調査しながら協議をしていきたいと現在考えております。

伊藤實委員長 今回の件ですが、猟友会は値段がいいので下関で撃とうとか、それはできるわけ。縄張りがあるんですか。縄張りがなければ同じ撃つんそっちに行くだろうと思うけど、どうなんですか。

阿武農林水産課長 猟期に関しましては、全てフリーで例えば猪の猟期が11月1日から2月終わりまでありますけれども、どこで撃たれても構わない。

伊藤實委員長 どこに行ってもいいわけですね。

阿武農林水産課長 それから駆除につきましては、もちろん市内の区域の有害鳥獣の駆除ですので、原則その市内での許可をするという形になっております。

伊藤實委員長 どういうこと。

阿武農林水産課長 猟期以外はいわゆる罾も発砲もできないということですので、山陽小野田市の猟友会の方々については、駆除という名目で許可をしますので、いわゆる市内で捕獲するということです。

杉本保喜委員 課題としてこれを上げているというところで、推測するところ、うちが1頭に対してちょっと安いのでなかなか協力してくれないというのが課題になっていくのかなと思ったんですけど、それはいかがですか。

阿武農林水産課長 猟友会につきましては、ボランティアでやっていただいております。金額が安いからということでの捕獲の奨励にはなっていないのかなとは思いますが、やはり単価的に、すぐお隣の市も若干高い金額を出していらっしゃるようですので、そこは全県下の調査をしながら検討はさせていただくというように現在考えています。

下瀬俊夫委員 猟友会自身はかなり高齢化をしていますよね。だから、いつまで猟友会の対応でできるのかっていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思っているんですが、それ以外に有効な策があるんですか。

阿武農林水産課長 今、御指摘のように、確かに高齢の方で駆除を行っているというのが事実です。ただ、小野田の猟友会につきましては、若干若い方も入ってこられている現状があります。そうは言いましても、山陽小野田につきましてはもう本当にお願ひするのが気の毒な方もいらっしゃるんですけども、農家の方にも協力をしていただきながら、駆除ということも含めて防御あたりも重視していきたいと考えております。

下瀬俊夫委員 それと、先ほどちょっと言われた鳥獣保護区の見直しですよね、これはどうされるんですか。

阿武農林水産課長 御存じのように、鳥獣保護区というのが山陽小野田市にはかなりの区域があります。鳥獣保護区のほか、休猟区、それから銃猟禁止区域等々で面積的には4,181ヘクタールという膨大な面積が山陽小野田市にありまして、ことし10月に切れる地区が1カ所あります。厚狭保護区といいまして、山陽小野田市の柚尻、下津、野中、大谷周辺を一円とした区域で、面積が厚狭保護区が570ヘクタールという面積がありますが、これを一部縮小といたしますか、4分の1程度に私ども現在考えております。最終決定につきましては、一応県の審議会がありますので、現在のところ決まりましたということは申し上げにくいんですけども、面積的には4分の1程度で今後進みたいと現在は考えております。

伊藤實委員長 今の関連ですが、ゴルフ場なんか猪の被害で大変な目に会っているわけですよね。若い人が猟友会に何人ぐらい大体おられるか、年齢的にはどうですか。

森山農林水産課農林係長　うちで把握している分では、小野田猟友会のほうが35人、山陽地区の猟友会の方が30人。

伊藤實委員長　30人。で、現役は何人かというのはわからないのですか。

森山農林水産課農林係長　そこまではわかりません。今一斉駆除で出されるときの最大数という形で認識している数字と理解していただきたいと思います。

伊藤實委員長　30人やけど、これ広範囲なわけでしょう。面積。はっきり言っとうまいか下手か知らんけど、86万5,000円で決算が42万円で166頭。うまければ300頭ぐらいぱっといけるのか、猿はゼロ。猿は逃げ足が速い、やっぱり。でも、実際、猿は松ヶ瀬方面から集団でダーときて、すごいらしい、猿の被害が。真剣に考えておかないといけない問題と思うけど、どうですか。

阿武農林水産課長　金額的なものは、先ほどの単価等もありまして、ちょっとこれから調整をさせていただくということです。それから、猿につきましては、基本的には現在山陽小野田市では捕獲をしておりません。捕獲をしていないというのは銃器で撃たないという方向にしています。なぜかと申しますと、猿についてははぐれ猿あたりを捕ってもやはりやってくるし、猿の集団を散らすと被害が広範囲に拡大していくということもありまして、猿の捕獲は現在銃器ではやっておりません。

伊藤實委員長　難しい問題があるね、これは。

杉本保喜委員　この鳥獣捕獲の奨励事業を続けるということを考えたときに、やはり猟師を確保することは必要だと思うんですね。職員の何人か資格を取らせるというようなこともやっている市町もあるんですね。つまり、年寄の猟師ばかりではだめだと。山に登れんっていう猟師では追っかけることもできないわけですね。実は、自衛隊のOB会の中から猟師の資格を取ってくれっていう奨励策を取っているんですよ。だから、全体的にここだけでなく全国的に猟師が減っているというのは大きな問題になっているんだと思います。だから、この市もちょっと頭の隅にでもというものを置いて奨励策を取る必要はあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

阿武農林水産課長 今お話があったのは、多分萩市周辺の市町だろうと思います。確かに市の職員が資格を取って、駆除というよりは追い払いというような話を聞いておりますが、その辺も全体的に含めて検討させていただくということよろしいですか。

尾山信義議長 猟友会の中で話が出るのは、警察との関係、保管とかそういうことに対してもすごく厳しい。先ほどの萩の関係でも、許容範囲を広げたりとか、いろんなことを話し合っておられます。そういうことをどんどん進めていかなければなかなか前に進まない。だから、市の職員にも全額補助をして資格を取ってもらってというような形もしないと、一般の人でなかなか鉄砲の許可を取ってやっていこうという人はいないんじゃないかと思います。猟友会でこれを拡大していくというのは、もう年齢的に無理で、有害鳥獣被害を防ぐためには、根本的に考え方を変えていかないといけないんじゃないかと思いますので、よく研究してください。

下瀬俊夫委員 25年度については168頭出てますが、以前からの実績について、どの程度変化があるのか。

森山農林水産課農林係長 平成25年度からこの有害鳥獣の捕獲奨励を始めましたので、平成25年捕れたのは168頭。ですので、今の捕獲奨励でやった実績は、平成24年度まではありません。

下瀬俊夫委員 先ほどの答弁で防止策について検討するという話がありましたが、いわゆる防護柵等の補助なんかをふやそうということですか。援助措置を取るんですか。

阿武農林水産課長 防護柵につきましては、25年度については国庫補助で電気柵、それからメッシュの網等も実施しております。それから、捕獲に関しても国庫補助で猪については上乘せの金額があるということで実施しておりますが、なかなか補助金体系といいますか、補助要件が難しい部分もありますので、これからその辺は検討していくということと、それから農業共済でもトタン、それから電気柵等の補助事業も行っております。そういうものもあわせて農家の方にはお願いをしながら、少しでも防御を進めていただくという形で考えております。

松尾数則委員 先ほど下瀬議員から話がありましたけれど、23、24というのはこういう予算体系がなかったと。つまり被害がなかったわけじゃな

いんでしょうが、例えば財政のほうが予算をくれなかったとかそういうことで予算が取れなかったということですか。

阿武農林水産課長 前任者からも聞いておりませんので、答えにくいんですが、初めて25年度に予算化されたということです。

森山農林水産課農林係長 補足ですけど、24年度までは小野田猟友会、山陽猟友会にそれぞれ委託という形でお願いしておりました。その分で今までは十分足りていたと認識しております。

松尾数則委員 農林には予算要求等、もう少し頑張ってくれということが言いたかったんです。

下瀬俊夫委員 農業委員会から建議が出たでしょう。その関係もあるんじゃないですか。有害鳥獣防止について。

阿武農林水産課長 御指摘のように、平成24年度の建議におきまして、行政に要望した1件の中にはあります。従来、有害鳥獣のこの奨励事業というのは、合併以前に県補助金として支給をされたものですが、合併以降それが予算化されてなかったということもありまして、農業委員会から要望しております。

岩本信子委員 わからないから聞くんですけど、この168頭、このたび実績で出てるんですけど、これは申請ですか。1頭1頭確認されているんですか。それと撃たれた猪とかはその後どう処分されるんですか。

阿武農林水産課長 猪につきましては、しっぽを確認するというので1頭に加算しています。もちろん箱罟等に入った時に猟友会の方たちがとめ差しといいまして、まだ生きていますから、一応血を抜いて殺すという形になるんですけども、その時に写真も確認をしながらやっております。それと、ほとんどお持ち帰りになります。

岩本信子委員 穴を掘って埋めるわけじゃないんですね。

阿武農林水産課長 食用にできないものがあります。うりぼーなんかは食用にできないので、場合によっては時期的なものもありますけど、穴を掘って埋めるということもあります。

岩本信子委員 鹿は。

阿武農林水産課長 鹿の確認もしつぽで確認をさせていただいております。

伊藤實委員長 今のお話だけど、ほかのところはそれを地元の特産としてやっ
てるじゃないですか。そういう発想はないの。もう猟友会が持って帰っ
て好きにさばいているということ。

阿武農林水産課長 御存じのように、下関、豊田方面につきましては、そうい
う加工場を建設しております。山陽小野田市の猟友会の方も若干だろう
と思いますけれども、そちらにも持ち込まれるということも聞いており
ますし、ただ市としてそういう施設というところは今考えてはおりませ
ん。

伊藤實委員長 それと今この評価書の中で、駆除数が書いてあるんだけど、こ
れは農地の被害とかそういう部分を少しでもなくそうというところの狙
いもあるわけですから、有害鳥獣による被害額が大体年間どれぐらいあ
って、これだけ捕って結果的にはこれだけで抑えられた、そのような数
値ってというのはあるんですか。

阿武農林水産課長 捕獲によって被害額が減少したというところまでの数字は、
実際はつかめておりません。したがって、平成25年度については
846万8,000円が被害額として上がっております。その主なもの
としては、やはり水稻が60%程度を占めているというところまではつか
んでおります。

伊藤實委員長 ゴルフ場は入ってないですか。ゴルフ場の被害は。

阿武農林水産課長 はい、入ってないです。

伊藤實委員長 ないですよ。だから、ゴルフ場の被害を入れると相当な金額
になるんじゃないかな。やはりゴルフ利用税が年間7,000万円から入
るわけですからね。全部関連してくるわけですよ。ゴルフ利用税をうま
いこと活用してそっちへ回すとかいろいろとまた考えられるので、財政
のほうはその辺は知恵を使うと思います。要はこの被害額がゼロになる
ように持っていかないと意味がないと思うので、そうなってくると、今

度費用対効果が出ますよね。その辺は今後お願いします。

下瀬俊夫委員 今の被害額ですが、これは共済のほうの被害ですか、農業共済。

阿武農林水産課長 水稻につきましては、共済に問い合わせてやっております。
あと、野菜等については、ほかのJAとかという形で被害等を出しております。

中村博行副委員長 先ほどの金額に戻るんですが、以前一般質問の市長答弁の中で非常に悩ましい問題だと。市長会でもある市がそれを追い払えば隣の市に行くというようなことをおっしゃっていたんですよね。そういう連携からすれば金額の調整をやはり市長会かなんかでやってもらうということも考えられると思うんですよ。これだけ差があれば。4倍ですものね。猪は山陽小野田が2,500円で下関が1万円。そういう是正というか、市長会でも話題になるということでもありますので、やっぱりその辺も調整してもらうように進言していただくということはできましようか。

阿武農林水産課長 お願いをします。

伊藤實委員長 それでは、一応事業について審査を終わります。引き続き、6款の農林水産業費の212ページから225ページまでについて質疑を受けます。

吉永美子委員 農業委員会から建議書が出ています。217ページ、農業まつり補助金ですね。26年度予算も15万円、25年度の決算時でも15万円ですが、いよいよ来年27年度の予算編成に向けて、これから動いていくわけで、この建議書をどう受けとめておられるのかお聞きます。

阿武農林水産課長 農林水産まつりの15万円の件ですけれども、平成27年につきましてはこれから要望していくような形になります。26年については現行の15万円です。27年については、合併10周年、山陽小野田市誕生10周年ということもありますので、何か冠をつけてこれから新しいものを企画しながら要望はしていこうと考えております。

岩本信子委員 有線放送の清算業務負担金643万9,000円とありますが、これが農業総務費になっていますよね。これでもう有線放送が全部終わ

りという考え方でよろしいんですか。この辺説明していただけないか。

河田農林水産課技監 有線放送の清算業務につきましては、23年度から27年度まで5カ年ということで清算事業を行っております。これにつきましては、電柱の撤去、ケーブルの撤去、それから実際の放送機器等の撤去ということです。今年度は4年目ということで、電柱につきましては、実際の調査で行きますと約3,500本程度あったということで、昨年の調査実施済み、それから残りの調査ということを含めましてありました。その中で、約1,350本程度残っており、今年度事業で700本程度、来年度残り650本程度、それから来年度は機器の撤去とそれから処分と、そういうようなものについて、来年までで一応完了する予定で現在進めております。

岩本信子委員 では、どのぐらいかかるんですか、撤去するのに。このたび負担金ということで639万円ありますけど。

河田農林水産課技監 負担金につきましては、市、JAそれぞれ約2分の1ということで負担をして撤去事業を行っております。市の負担金につきましては、昨年度643万9,000円ということで、今年度は約690万円程度の負担金ということで予算計上しております。来年度についてもそれぐらいの金額を一応見込んでおります。これは5カ年事業ということで、1カ年ごと、5分の1ずつ程度の負担金ということで事業を進めていくと。来年度につきましては最終的な精算になりますので、精算金につきましては、実施が終わった段階で金額は変更になる可能性はありますが、今現在はそういうことで進めております。

中村博行副委員長 この精算業務に当たって担当の方がけがをされたという事例がありましたですね。その影響があったのか。

河田農林水産課技監 昨年度の5月ごろに業務中にけがをされた方が1人おられます。2人で撤去作業をされていたんですが、そのうちのお1人がけがをされました。現在もけがの療養中ということです。事業の進め方につきましては、けがをされたということで業者委託で、昨年度は山広電設という業者に委託して700本程度の電柱を撤去しております。今年度も業者委託、それから来年度につきましても業者委託ということで進めていくということで、精算委員会の総会では了承を得ております。

伊藤實委員長 ほかにありますか。よろしいですか、農林水産業費は。なければ6款の農林水産業費の審査を終わります。

それでは、本日の委員会を終了します。明日は3款の民生費から行って、それから商工、そういう順番で行きますのでよろしくお願いします。時間は9時からです。事業評価書を出してない人はあしたの朝まで出してください。

午後4時42分散会

平成26年9月9日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實